

第4次日向市地域福祉計画

日向市地域福祉活動計画

日向市再犯防止推進計画

素案

令和5(2023)年 1月

目次

第1部 総論

第1章 「地域福祉計画」の策定にあたって	2
1. 地域福祉計画の概要と策定の意義	2
2. 地域福祉計画策定の経緯と関連計画等との関係	6
3. 地域福祉計画と関連する主な計画の期間	9
4. 地域福祉計画の策定体制	10
第2章 日向市の地域福祉を取り巻く状況	11
1. 日向市の概況	11
2. 日向市の地域福祉を取り巻く現状	12
第3章 第3次地域福祉計画の状況	20
1. 基本目標ごとの状況	20
2. 第3次計画の進捗状況	26
3. 現状からみる日向市の地域福祉の今後の課題	27
第4章 第4次地域福祉計画の基本的な考え方	29
1. 第4次地域福祉計画の目指す方向性	29
2. 施策の体系	32
3. 日向市地域福祉計画とSDGsの整合性	34

第2部 各論

第1章 第4次地域福祉計画の基本施策と展開	36
1. 施策の展開にあたって	36
2. 施策の展開	37
基本目標1 一人ひとりが福祉の心を持ったまち	37
1-(1) まず「我が事」の理解からはじめよう	37
1-(2) 「お互い様」のつながりをつくろう	44
基本目標2 助け合い 支え合い いつまでも安全・安心なまち	52
2-(1) 助け合いと支え合いの組織づくり	52
2-(2) 進めよう 理解と共生・協働で 安全・安心なまちづくり	57
基本目標3 福祉サービスの維持・向上で自分らしく暮らせるまち	67
3-(1) 広げよう連携交流 構築しようネットワーク	67
3-(2) 地域の課題を解決する体制強化	74
3-(3) すべての人の生活を支えるサービスの維持・充実	79
第2章 日向市再犯防止推進計画	95
1. 再犯防止推進計画の策定にあたって	95
2. 施策の展開	97
第3章 第4次地域福祉計画の評価と改善方法	99
1. 「PDCAサイクル」による評価・見直し	99
2. 地域福祉推進委員会	99

第1部

総論

第1章 「地域福祉計画」の策定にあたって

1. 地域福祉計画の概要と策定の意義

(1) 地域福祉とは



「地域福祉」とは、人権尊重を基本に、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう地域に関わるすべての人が主役となって進めていく地域づくりの取り組みのことをいいます。

「福祉」というと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」や「課題を抱えた人に対する支援」というイメージをもっている人が多いのではないでしょうか。

しかし、誰しも病気になったり、介護が必要になったり、子育てで悩んだりするなど日頃の生活の中で、手助けが必要になるときがあります。さらに、最近では、その「困りごと」や「心配ごと」は、ライフスタイルの変化などの影響を受けて、複雑化・多様化しており、自分や家族だけでは解決できず、また、従来の行政や民間のサービスだけでは対応しきれないという状況が生まれています。

このような状況の中、私たちが住んでいる地域が「幸福（しあわせ）な地域」になるためには、地域の中で人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことが大切です。

誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して自立した生活を送ることができるよう援助・支援すること、すべての人が地域の一員として、行政や医療・保健・福祉などの専門機関と力を合わせ生活の基盤となる「地域社会」そのものをより良くしていくこと、そのためにお互いに「つながり」「助け合い」「支え合う」ことが「地域福祉」であり「地域共生社会の実現」につながります。

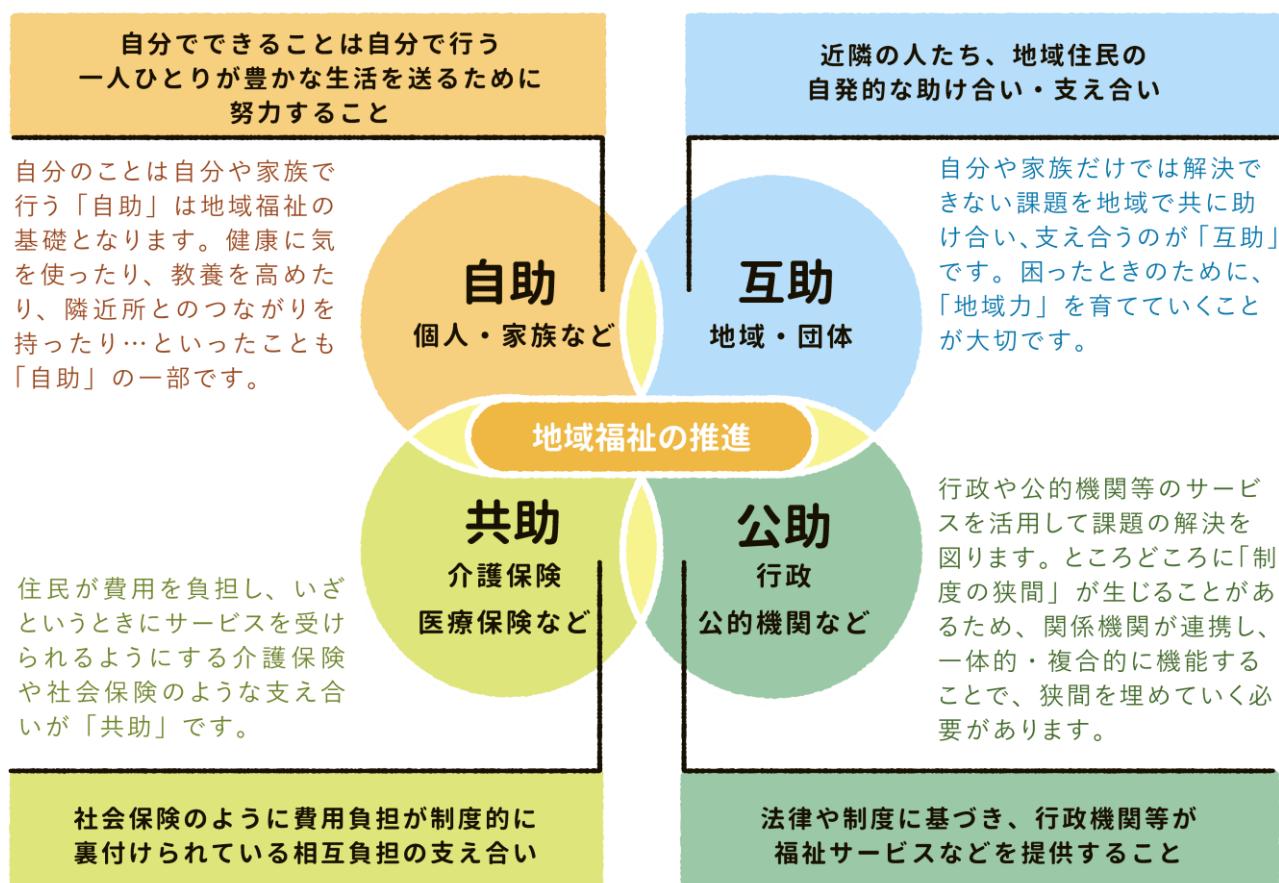


(2) 地域福祉推進の基本的な視点



地域福祉を推進するにあたって、住民一人ひとりや地域、社会福祉協議会、行政の役割分担を明確にするために「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方に基づいた地域福祉計画を策定し、施策を展開していきます。

地域福祉を推進し、さまざまな福祉課題に取り組んでいくためには、住民、地域、各種団体、行政、社会福祉協議会などが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方のもと、それぞれの役割を果たし、お互いに助け合い・支え合いの関係をつくることが重要です。



互助の担い手

自治会（区）、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、PTA、高齢者クラブ、自主防災組織、社会福祉法人、NPO法人、地域福祉コーディネーター、商店会、個人ボランティア、企業ボランティア、市民公益活動団体など

公助の担い手

市役所、社会福祉協議会、市民活動支援センター、地域包括支援センター、障がい者センター、子育て世代包括支援センター、警察署・消防署・保健所、学校・保育園・幼稚園・病院・診療所など

(3) 第4次日向市地域福祉計画策定の背景と趣旨



少子高齢化などの全国的な福祉課題に対応し、地域共生社会の実現を目指すため、第3次日向市地域福祉計画を踏まえた新たな日向市の地域福祉施策の指針として策定します。

近年、わが国においては、少子高齢化や核家族化、住民同士のつながりの希薄化によって、福祉の課題も複雑化・多様化しています。老老介護※、認認介護※、子育てに悩む親（保護者）の孤立、自殺や孤立死、虐待、認知症、ひきこもり、子どもの貧困などの新たな福祉課題をはじめ、制度や分野の狭間で支援の届きにくい8050問題※やダブルケア※、ヤングケアラー※など本人や家庭の中で複数の課題が重なり、従来の福祉サービスだけでは課題の発見や解決が困難な生活課題に直面している人々が増えています。こうした人々を地域のつながりの中で発見し、個々の課題の解決を図り、福祉ニーズに応えるために、地域のつながりを再構築し「性別や年齢」「障がいの有無」に関わらず、すべての人々が人としてお互いを尊重し、住みなれた地域で助け合い、支え合いながら、安心して暮らせる地域社会の実現が求められています。

国においては、平成12(2000)年の社会福祉法の改正以降、地域福祉の推進に関連した法律や支援制度が大きく変化しています。平成28(2016)年7月には、厚生労働省に『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』が設置され「地域共生社会」の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられました。

さらに令和元(2019)年には、国の地域共生社会推進検討会の「最終とりまとめ」において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、①分野を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援による新たな事業の創設が提言されました。また、令和3(2021)年4月に社会福祉法が改正され、この提言を踏まえた新事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

令和4(2022)年度に「第3次日向市地域福祉計画」の計画期間が満了することを踏まえ、法改正に基づく日向市（以下「本市」という。）全体の包括的支援体制強化の方向性と、地域で暮らす住民、地域・団体等、社会福祉協議会、行政等が互いに協力・連携して地域福祉を推進する具体的な取り組みを示す新たな指針として「第4次日向市地域福祉計画(以下「本計画」という。)」を策定します。

用語

老老介護：65歳以上の高齢者を同じく65歳以上の高齢者が介護している状態のこと。

解説

認認介護：老老介護の中でも、認知症の要介護者を認知症の介護者が介護している状態のこと。

8050問題：80代の親（保護者）と働いていない独身の50代の子が同居している世帯のこと。ひきこもりの長期化・高年齢化と親（保護者）の高齢化について深刻な困窮に陥る可能性が指摘されている。

ダブルケア：育児と親（保護者）の介護を同時に担うこと。

ヤングケアラー：本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。

(4) 地域福祉計画の法的根拠と関連計画の一体的な策定



地域福祉計画には、社会福祉法に規定された盛り込むべき事項があります。また、本計画書は「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」「再犯防止推進計画」の3つの計画が一つになっています。

① 法的根拠

地域福祉計画において定める事項については、社会福祉法第107条第1項各号に規定されています。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映せざるを以てするよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

② 関連計画の一体的な策定

地域福祉を推進するうえで、地域福祉計画と地域福祉活動計画が同じ方向を目指し、連携しながら取り組みを進めていくことは非常に重要です。本計画は「日向市地域福祉計画」と「日向市地域福祉活動計画」を一体的に策定するとともに「市の取り組み」「社会福祉協議会の取り組み」「地域の取り組み」を示し、官民協働による地域が一体となった地域福祉の推進を図ります。

また「再犯防止推進計画」については、地域福祉の推進と関係が深いため、本市における福祉施策の総合的な推進を目的として、本計画書の中にその内容を含めるものとします。

一體的な策定

地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、それぞれの自治体において定める基本構想に即した「福祉分野の最上位計画」として位置付けられます。

地域福祉活動計画

社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「全ての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、犯罪や非行をした人が、課題を抱えて再び罪を犯すことのないよう、また、地域社会で孤立することなく、必要な支援が受けられるよう環境を整えていくための計画です。

2. 地域福祉計画策定の経緯と関連計画等との関係

(1) 地域福祉計画策定の経緯

第1次日向市地域福祉計画

平成20~24年度

(2008~2012年度)

概要

平成15(2003)年2月から市内9地区での地区懇談会や各種団体などとの意見交換会を実施し、平成20(2008)年3月に「だれもが安心して暮らせるまちを目指して」を基本理念として第1次計画を策定しました。この計画に基づいて、乳幼児における相談窓口の一元化を図るなど、ワンストップサービスに近づける取り組みを進めてきました。また、地域包括支援センターの拡充、子育て支援の取り組みなど、支え合いの取り組みも行われてきました。

第2次日向市地域福祉計画

平成25~29年度

(2013~2017年度)

概要

第1次計画の検証のもと、今後ますます進行する少子高齢化や福祉ニーズの多様化への対応、大規模災害に対応する防災や避難体制の確立が重要視されました。第2次計画では、個人、団体はもとより、地域社会が一体となり、それぞれの役割を果たしながら連携・協力して、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するための指針として策定し「自助・共助（互助）・公助」の視点で地域福祉の推進に取り組んできました。

第1次計画の基本的事項

- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



第2次計画の追加事項

- 災害時要援護者の把握・情報共有・支援に関する事項
- 「これから地域福祉のあり方に関する研究会」報告～からの福祉施策における地域福祉の位置づけ…地域の新たな支え合い「共助」（「互助」）の重要性の再認識



本市では、地域住民の力を十分に引き出せるような環境づくりと、地域の複雑化・多様化した課題解決に必要な仕組みづくりを進めていくために、平成20(2008)年から「地域福祉計画」を策定し取り組みを進めてきました。

第3次日向市地域福祉計画

平成30～令和4年度
(2018～2022年度)

概要

第2次計画までの課題への対応のほかに、平成30(2018)年4月1日から施行された「改正社会福祉法」への対応をはじめ、生活困窮者対策や子どもの貧困、障がいのある人に対する合理的配慮、地域包括ケアシステムの構築から深化・推進、子育て支援にかかるヘルシースタート事業など福祉個別分野の新たな課題や考え方を踏まえて策定しました。また、地域での見守りや支え合い、共に生きる活動を活性化させ「地域共生社会の実現」を目指して取り組んできました。

第3次計画の追加事項

- 生活困窮者自立支援方策に関する事項
- 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等に関する事項
- 地域包括ケアシステムの構築、深化・推進に関する事項
- 障害者差別解消法、手話言語条例の推進に関する事項
- 子ども・子育て新支援制度に関する事項、ヘルシースタート事業 等

第4次日向市地域福祉計画

令和5～9年度
(2023～2027年度)

概要

近年では、8050問題やヤングケアラー、ひきこもりなど、地域や家庭が抱える課題の複雑化・多様化に加え、新型コロナウィルス感染症の感染拡大に伴う地域のつながりのさらなる低下といった新たな課題に地域が一体となって支え合うことが求められています。第3次計画での「重層的支援体制整備事業」を引き続き推進していくとともに「地域共生社会の実現」を目指して策定するものとします。

また、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたことに伴う再犯防止の取り組みについても計画内に盛り込むこととします。

第4次計画におけるポイント

- 複雑化・多様化する課題や制度の狭間にも対応する「重層的支援体制整備事業」の推進
- 孤独・孤立問題への対応と対策
- 再犯防止に関する取り組み 等



(2) 関連計画等との関係



本計画は、第2次日向市総合計画の中の「健康福祉分野」の施策を具体化する計画であるとともに、福祉分野の総合的な計画として、関係する計画とのすき間を埋め、補完する役目も担っています。

市全体の方向性

第2次日向市総合計画・後期基本計画

～海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる 元気なまち～

健康福祉分野の施策

基本目標2：市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ①安心して子どもを生み育てられる環境づくり | ④障がい福祉の充実 |
| ②健康に暮らせるまちづくり | ⑤地域福祉の充実と生活支援 |
| ③高齢者福祉の充実 | ⑥社会保障制度の安定運営 |

宮崎県地域福祉支援計画

整合

整合

念頭に置き取り組む

総合計画の
基本理念
地域福祉の
基本的な考え方

市民との協働
地域力の活用 人権尊重
自助・互助・共助・公助

総合的な推進
地域福祉の

第4次日向市地域福祉計画

だれもが 自然らしく 安心して暮らせる 地域共生社会の実現を目指して

地域福祉計画

地域福祉活動計画

再犯防止推進計画

個別計画

●のついた計画は福祉3計画

●第4次日向市障がい者プラン（平成30～令和5年度）
第6期日向市障がい福祉計画
第2期日向市障がい児福祉計画（令和3年～5年度）

●第2期日向市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）
第8期日向市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画（令和3～5年度）

第1次日向市高齢者福祉施策長期ビジョン
(平成27～令和8年度)

日向市子どもの未来応援推進計画（令和2～6年度）
成年後見制度利用促進基本計画（令和5年度～）

日向市健康ひゅうが21計画（第2次）
第6次日向市男女共同参画プラン
日向市地域防災計画
日向市環境基本計画
日向市自殺対策行動計画
など

連動・補完

整合

3. 地域福祉計画と関連する主な計画の期間



本計画は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とします。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて、計画期間中でも必要に応じて見直しを行う場合があります。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
第4次 日向市 地域福祉計画			←		計画期間		→	
総合計画	←	第2次 後期基本計画	→	←	次期 総合計画	→		→
個別計画	障がい者プラン	第4次	→	←	第5次	→		→
	障がい福祉計画 障がい児福祉計画	←	第6期 第2期	→	←	第7期 第3期	→	←
	子ども・子育て 支援事業計画	←	第2期	→	←	第3期	→	
	高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	←	第8期	→	←	第9期	→	←
	日向市高齢者 福祉施策 長期ビジョン	←	第1次	→	←	第2次	→	
	日向市 子どもの未来 応援推進計画	←	第2期	→	←	第3期	→	
	成年後見制度 利用促進基本計画	策定	→	→	→	→	→	→
その他の計画		→	→	→	→	→	→	→
	日向市 自殺対策行動計画	第1期	→	←	第2期	→		→
	日向市 環境基本計画	第2次	→	←	第3次	→		→
	日向市 地域防災計画	改訂	→	→	→	→	→	→
	日向市 男女共同参画プラン	→	←	第6次	→	←	第7次	→
	健康ひゅうが 21 計画	→	第2次	→	←	第3次	→	

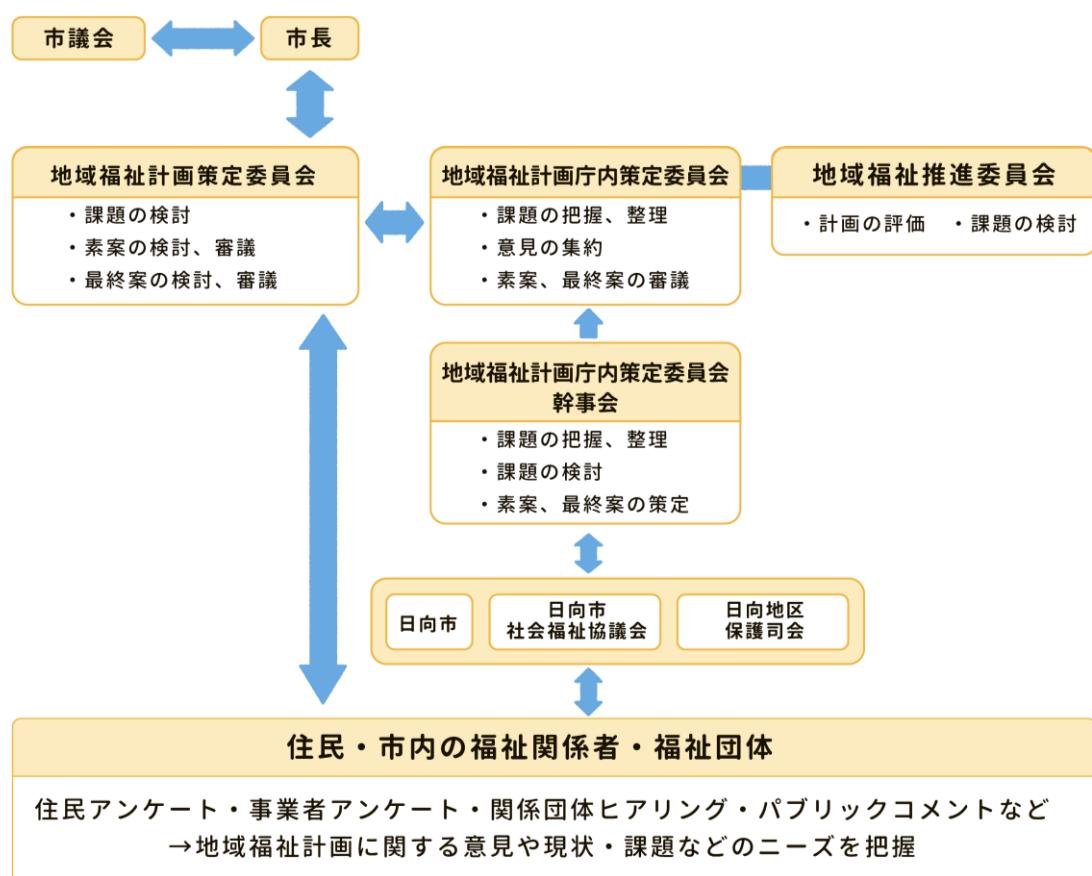
4. 地域福祉計画の策定体制



地域福祉計画の策定・実行は地域住民の意見を反映し、住民参加を取り入れるところに大きな特徴があります。

本計画の策定にあたって、地域のニーズを把握するための住民アンケート調査と事業所アンケート調査を実施し、地域の福祉関係団体等を対象に紙面インタビューと対面によるヒアリングを行いました。また「日向市地域福祉計画策定委員会設置要綱」「日向市地域福祉計画庁内策定委員会設置規程」に基づき、次のとおり委員会を設置し策定に取り組みました。

住民アンケート調査 令和4(2022)年1月～2月	配布数：2,000件 有効回収数：738 有効回収率：36.9%
事業所アンケート調査 令和4(2022)年1月～2月	配布数：129事業所 有効回収数：64 有効回収率：49.6%
関係団体紙面インタビュー 令和4(2022)年8月～9月	配布数：353件 有効回収数：190件 有効回収率：53.8%
日向市地域福祉計画策定委員会 ※日向市地域福祉推進委員会委員15名に兼ねて委嘱	16名（市民公募委員2名含む）
日向市地域福祉計画庁内策定委員会	20名
日向市地域福祉計画庁内策定委員会幹事会	31名
パブリックコメント制度による意見募集	実施予定



第2章 日向市の地域福祉を取り巻く状況

1. 日向市の概況

(1) 位置と地勢

本市は、宮崎県の北東部に位置し、東経131度37分、北緯32度25分に位置しています。北は門川町、西は美郷町、南は都農町及び木城町に接しており、尾鈴山系を南に、日向灘を東に望み、市西部の東郷地区から美々津・幸脇地区を耳川が貫流しています。

また、本市は日向入郷圏域の交通の要である国道327号と国道10号との結節点であり、九州山地に連なる入郷地域の山の文化（森林文化）と太平洋の海の文化（黒潮文化）が交わる交流拠点でもあります。市域面積は、336.89km²、人口は59,629人（令和2年国勢調査人口）であり、県内では4番目の人団規模となっています。

(2) 沿革

明治22(1889)年の町村制の施行により、日知屋、富高、塩見、財光寺が合併して富高村となり、細島は単独で細島町に、また、幸脇と平岩が合併して岩脇村となりました。明治31(1898)年に美々津村が美々津町となり、大正10(1921)年には富高村が富高町に、昭和12(1937)年には富高町と細島町が合併し、富島町となりました。そして、昭和26(1951)年4月1日に富島町と岩脇村が合併し、県内では6番目の市として日向市が誕生しました。その後、昭和30(1955)年1月1日に美々津町、平成18(2006)年2月25日には東郷町と合併し、現在の日向市となっています。

(3) 日向市の特性

本市海岸部は、日豊海岸国定公園の南端に位置し、リアス式海岸と白砂青松の海岸からなり、柱状節理の断崖絶壁「日向岬馬ヶ背」や全国有数のサーフスポットである「お倉ヶ浜」など、自然のつくり出した芸術ともいえる景観が連続しています。また、国の重要伝統的建造物群保存地区の指定を受けた「美々津の歴史的町並み」、日本唯一の「はまぐり碁石」や日向特産の木酢「ヘベス」の産地としても有名です。

さらに、豊かな森林と緑に恵まれた東郷地区には歌人「若山牧水」の生誕地があり、坪谷川のほとりには「若山牧水生家」等が保存されています。

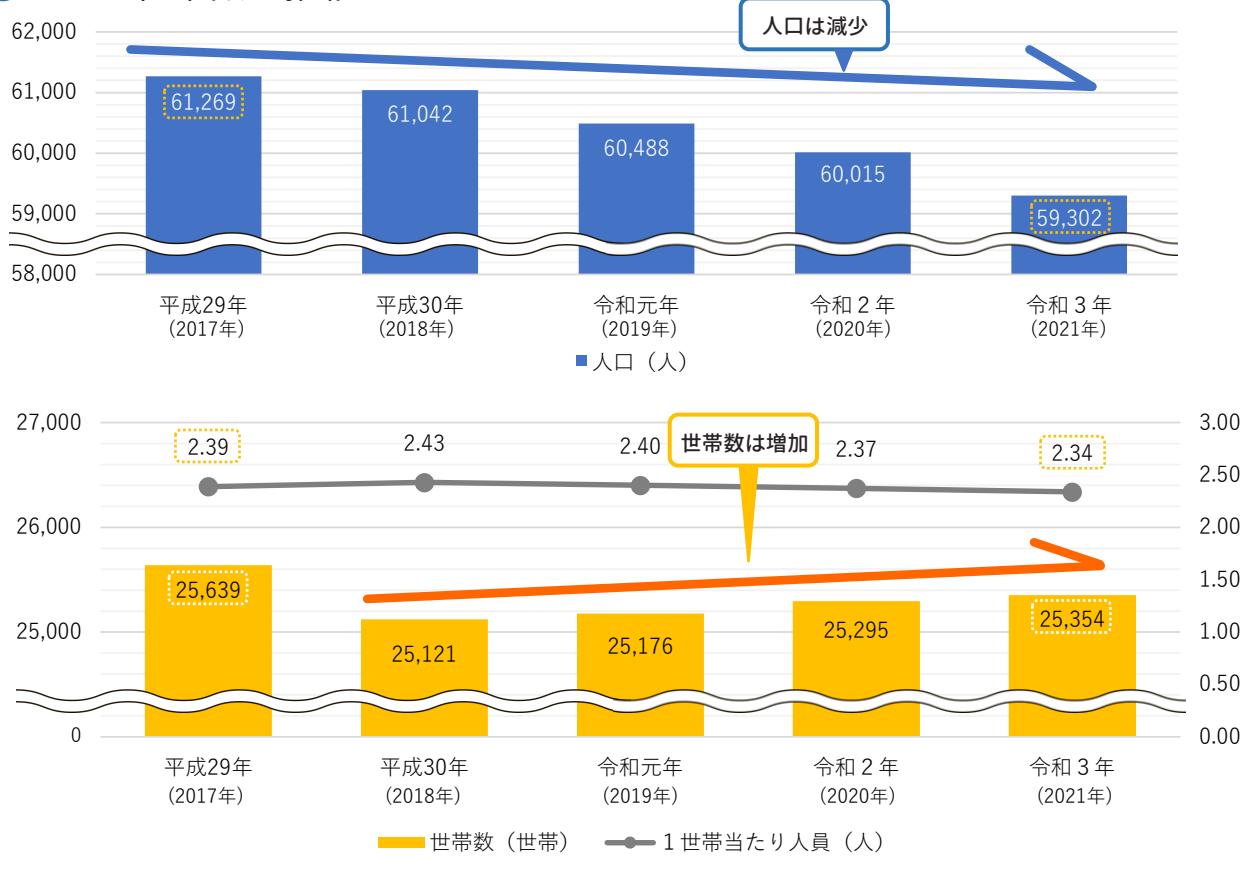
平成18(2006)年12月に完成したJR日向市駅の鉄道高架、平成28(2016)年4月に北九州・宮崎間で全線開通した東九州自動車道の日向インターチェンジ、そして重要港湾「細島港」を擁しています。県北の中核都市としての機能だけでなく、宮崎県における産業開発の拠点として重要な役割を担う「港湾工業都市」としてのさらなる発展が期待されています。

本市では、温暖な気候や美しい自然、都会にはないゆっくりと流れる時間、人間味あふれる環境の中で、住民や本市を訪れる人がゆったりと、伸び伸びと穏やかに過ごしているまちのイメージを伝えるため「リラックスタウン日向」をキャッチフレーズに定め、全国に発信しています。

2. 日向市の地域福祉を取り巻く現状

(1) 統計資料から見た現状

① 人口・世帯数の推移



東郷町との合併直後の平成18(2006)年をピークに人口は減少を続けていますが、世帯数は平成30(2018年)以降増加しています。そのため、1世帯当たりの人員が減少する「世帯の少人数化」が進行しています。

用語解説 現住人口：直近の国勢調査による人口と世帯数を基に、毎月の出生者数・死者数・転入者数・転出者数・世帯数を加減することにより推計したもの。住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査とは数値・合計が異なる。

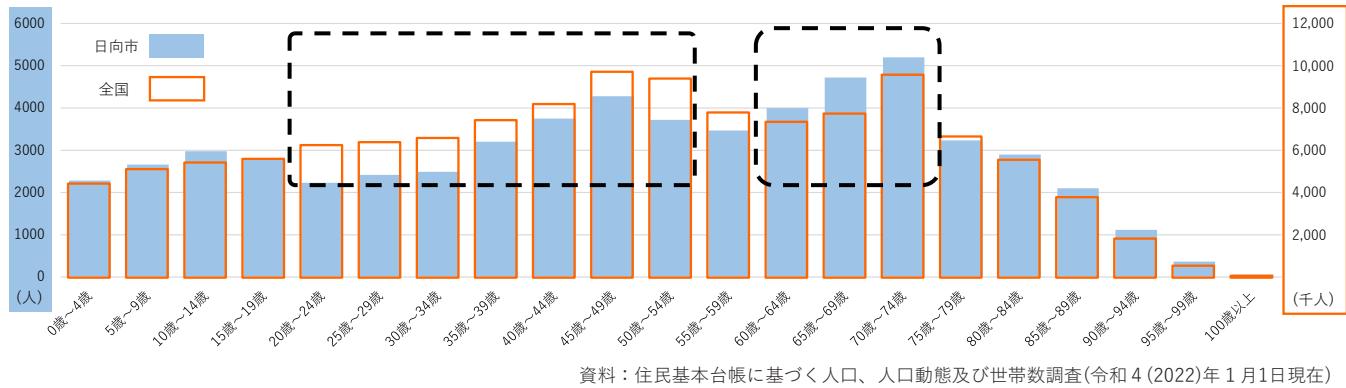
② 年齢3区分別人口の推移

年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老人人口 (65歳以上)
平成29年 (2017年) 8,729人	35,718人	18,299人
令和3年 (2021年) 8,092人	33,051人	19,427人

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日現在)

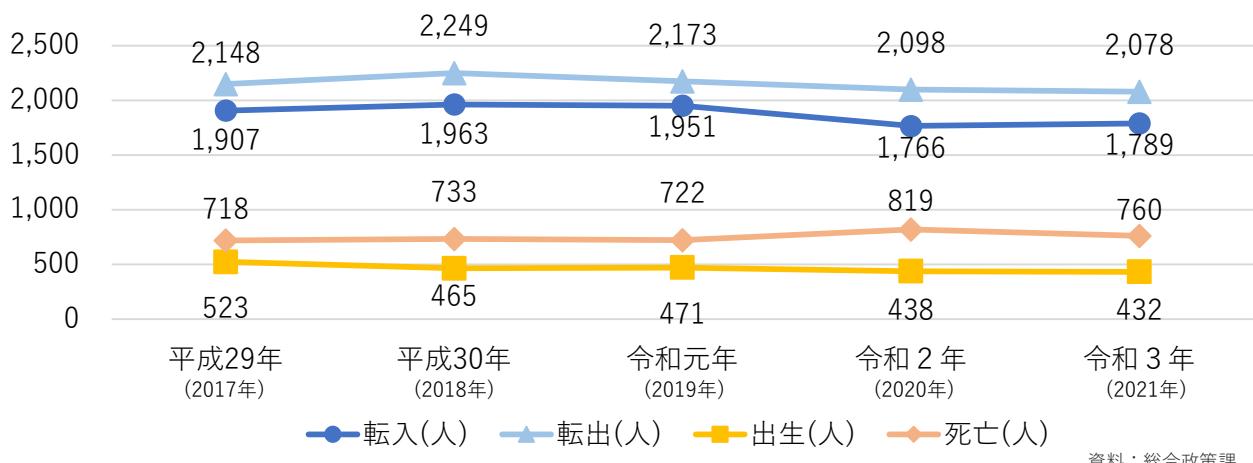
平成29(2017)年と令和3(2021)年を比較すると、65歳以上の老人人口のみが増加しており、年少人口、生産年齢人口は減少しています。

③年代別人口構成



全国の人口の年齢別構成と比較すると、本市の年齢別構成は20～34歳の比較的若い世代や35～54歳の世代が少なく、60～74歳の世代が多くなっていることがわかります。

④人口動態の推移



本市の人口動態は、転出数が転入数を上回る社会減、死亡数が出生数を上回る自然減が続いているおり、人口減少傾向が続いています。令和2(2020)年は転入数が最も少なく、死亡数は最も多くなっていましたが、令和3(2021)年は死亡数・転出数・出生数は減少、転入数は若干の増加となっています。



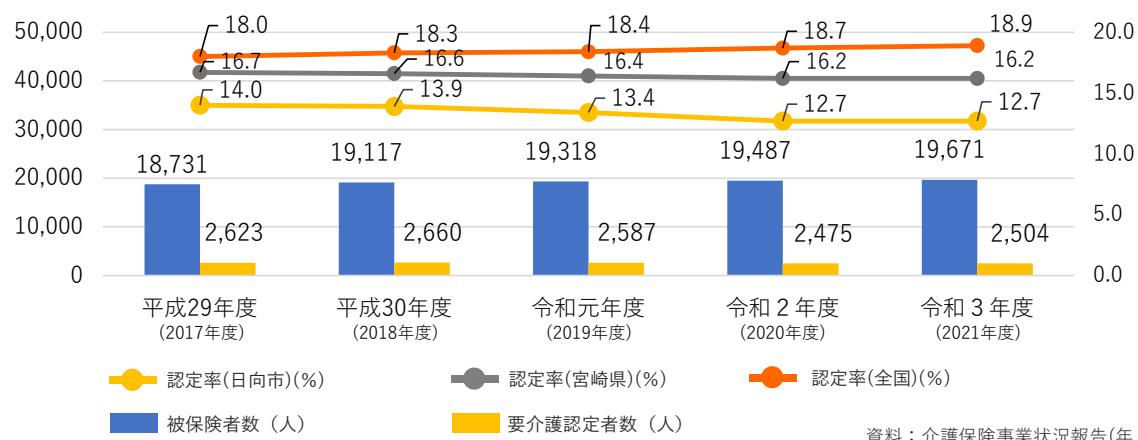
(2) 高齢者の現状

①高齢者世帯の推移



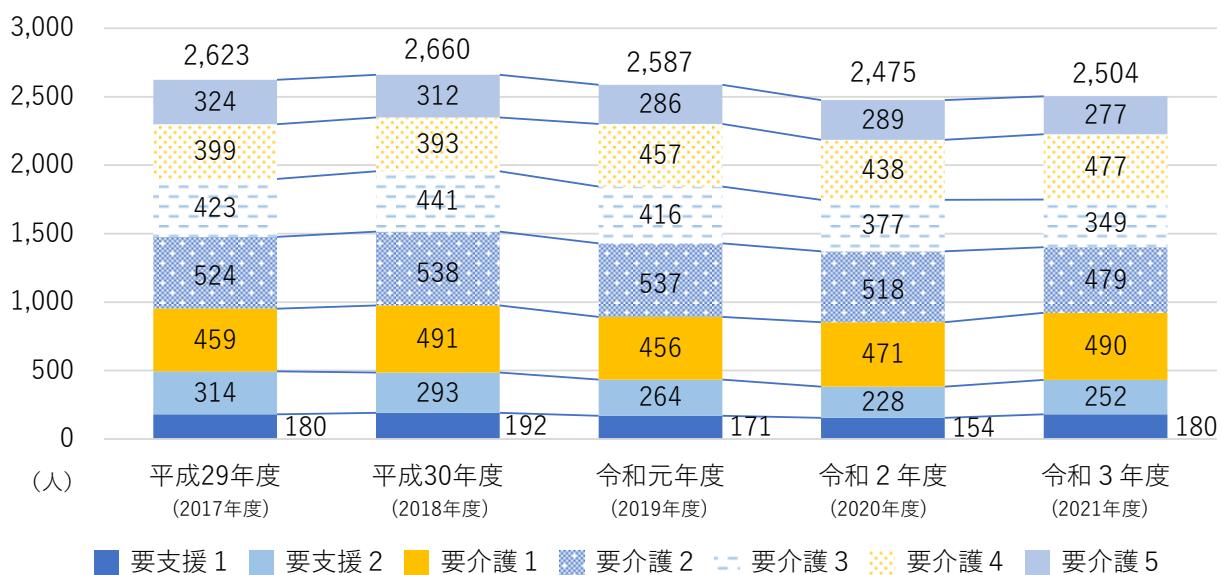
資料：国勢調査

②介護保険の被保険者と要介護認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告(年

③要支援・要介護認定者の推移

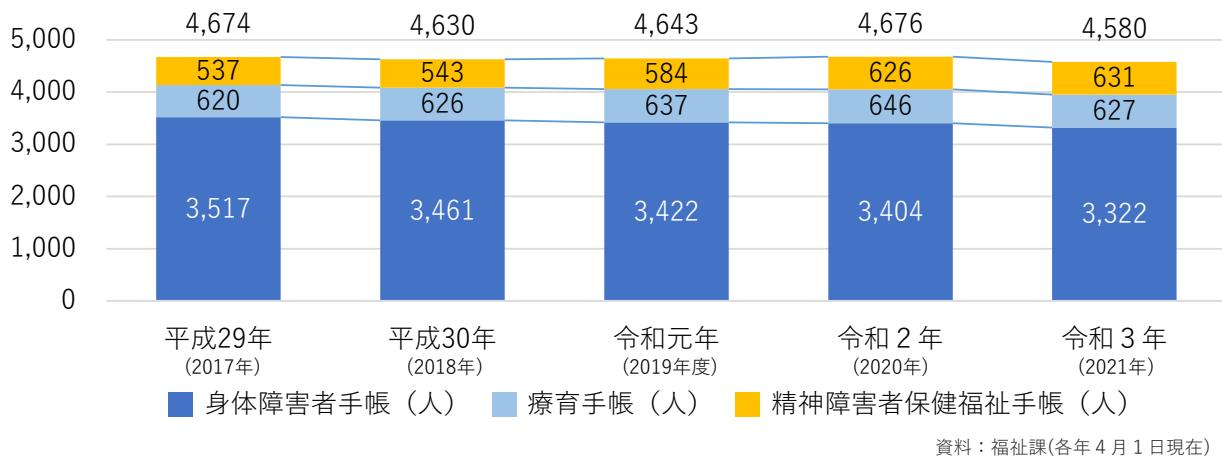


資料：平成29(2017)年度から令和元(2019)年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」
令和2(2020)年度から令和3(2021)年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」

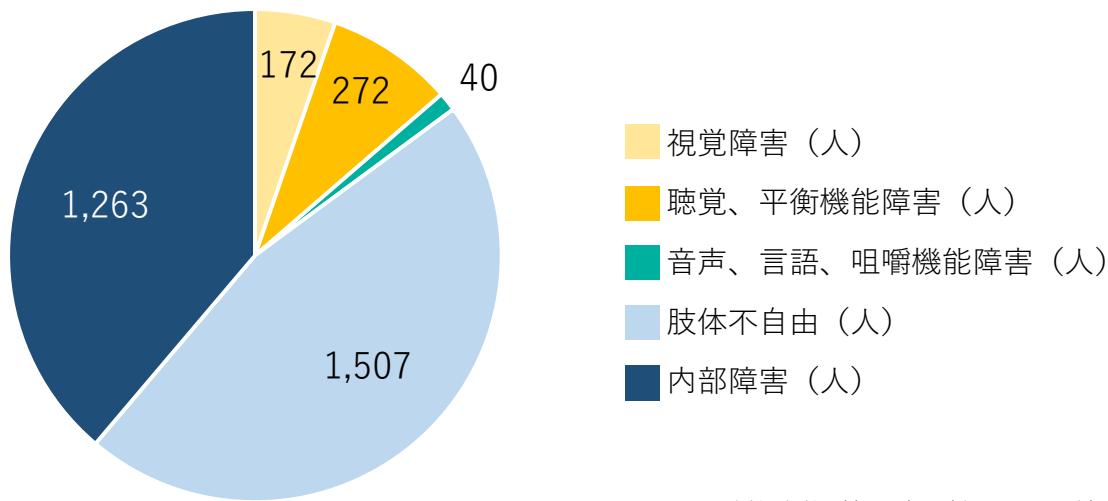
高齢者のいる世帯のうち、特に「高齢者単身世帯（ひとり暮らしの高齢者）」の増加が顕著になっています。また、要支援・要介護認定者数はおおむね横ばいですが、認定率は減少傾向にあります。

(3) 障がいのある人の現状

①障害者手帳所持者数の推移



②障害種別の身体障害者手帳所持者の現状



令和3(2021)年4月1日現在の障害者手帳所持者数の合計は4,580人で、平成29(2017)年から94人の減少となっています。身体障害者手帳所持者数は減少していますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっており、平成29(2017)年から94人の増加となっています。

また、令和4(2022)年4月1日現在の障害種別の身体障害者手帳所持者は、肢體不自由が46.3%、内部障害が38.8%、聴覚、平衡機能障害が8.4%、視覚障害が5.3%、音声、言語、咀嚼機能障害が1.2%となっています。

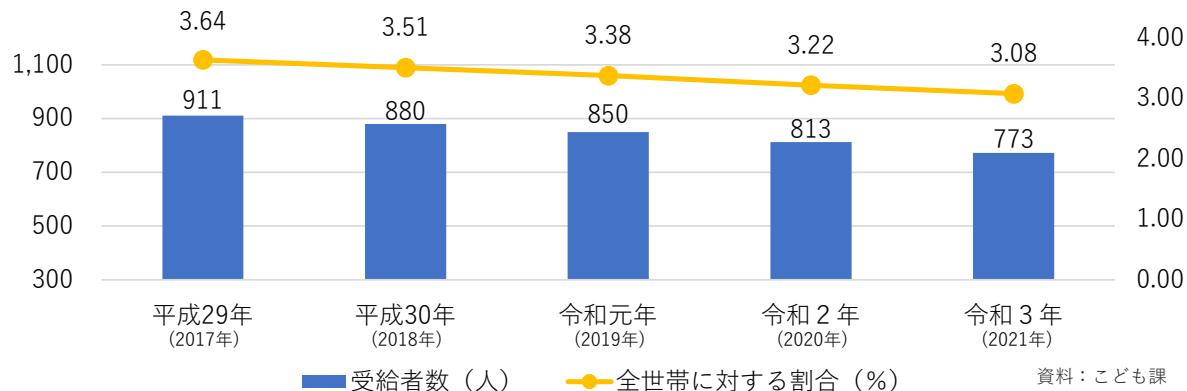
(4) 子ども・子育ての現状

①出生数の現状



資料：【出生数】総合政策課 【合計特殊出生率】人口動態保健所・市区町村別統計及び人口動態総覧（率）・都道府県別

②児童扶養手当受給者数の推移

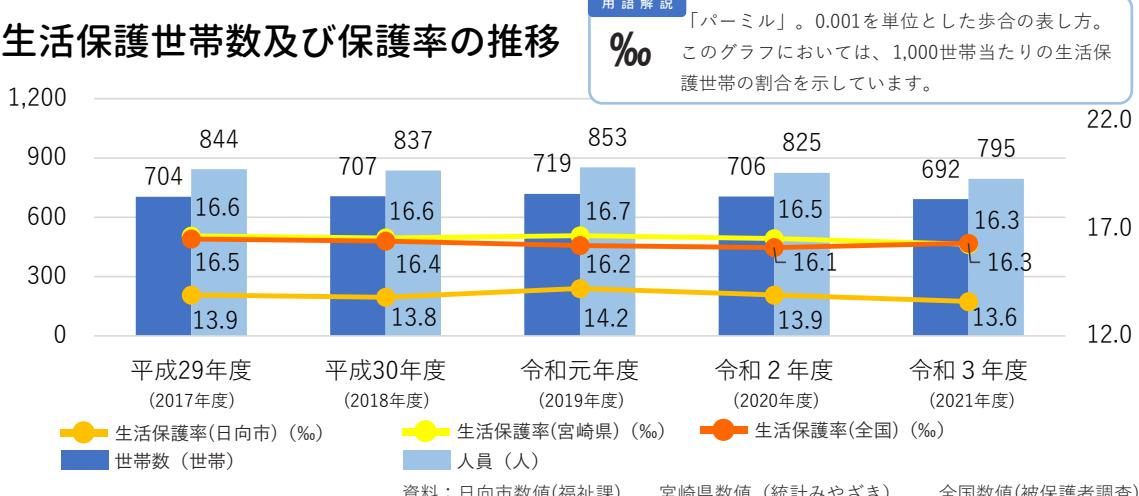


資料：こども課

本市の子どもの出生数は、減少傾向となっており、平成30(2018)年以降は500人を下回っています。平成29(2017)年の本市の合計特殊出生率は1.81で、宮崎県の1.73、全国の1.43を上回っています。児童扶養手当受給者は平成29(2017)年から138世帯減少し、令和3(2021)年には773世帯となっており、全世帯に対する割合も3.08%まで減少しています。

(5) 支援が必要な人の現状

①生活保護世帯数及び保護率の推移



用語解説
‰ 「パーミル」。0.001を単位とした歩合の表し方。
このグラフにおいては、1,000世帯当たりの生活保護世帯の割合を示しています。

生活保護世帯数、生活保護人数は、平成29(2017)年度から減少傾向となっています。それに伴い、本市の人口に占める生活保護受給人員の生活保護率も減少し、令和3(2021)年度には13.6%となっています。

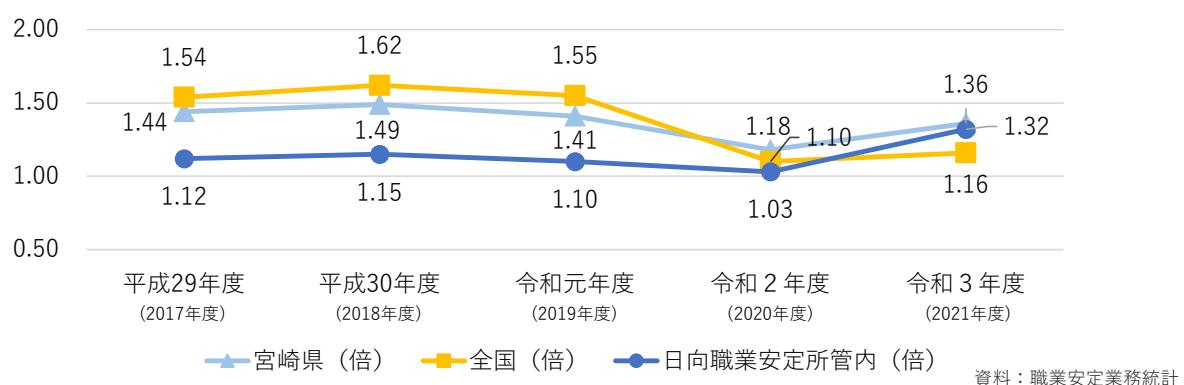
②就学援助受給者数・認定率の推移



資料：学校教育課

本市における就学援助の受給者数及び全児童生徒数に占める受給者の認定率は増加しており、特に中学生における認定率は令和元(2019)年度から20%を超えて推移しています。

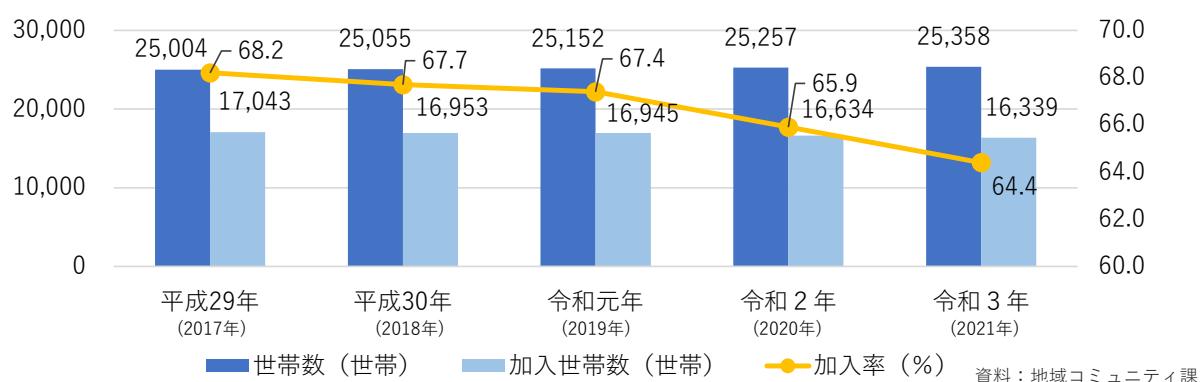
③有効求人倍率の推移



日向公共職業安定所管内の有効求人倍率は、平成30(2018)年度まで上昇傾向にありましたが、令和元(2019)年度から減少傾向に転じ、令和2(2020)年度には1.03となりました。その後、令和3(2021)年度は全国の横ばいに対し日向公共職業安定所管内・宮崎県の有効求人倍率は増加傾向となっています。

(6) 地域の現状

①自治会(区)加入世帯数及び加入率の推移



自治会(区)加入世帯は年々減少しており、それに伴い全世帯に占める自治会(区)加入率も平成29(2017)年の68.2%から令和3(2021)年の64.4%まで減少しています。

(7) 本市の地域活動体制の現状

本市における主な地域活動の現状は以下のとおりです。



高齢者の 居場所づくりに 関係する地域活動体制

高齢者クラブ

生きがい・健康増進、仲間づくり、地域社会との交流、レクリエーションなどを行う団体です。

20 団体 675 人

令和4（2022）年4月現在

サロン

地域でさまざまな人が集い、ふれあい、話し合うことで、悩みや不安を和らげ、地域のつながりを深める自主活動を行う場所です。

**62か所
4か所**

ふれあいきいき
サロン
コミュニティカフェ
(認知症カフェ)

令和4（2022）年9月現在

子ども・子育てに 関係する地域活動体制

子どもの支援・応援に取り組む 民間支援・応援団体グループ

子どもの体験活動や学習支援、子育て・生活に関する悩みの相談・支援、親子への居場所提供の活動を行う民間団体です。

47 団体

令和4（2022）年4月現在

子ども食堂・こどもカフェ

さまざまな理由で食事を満足に取れなかったり、孤食になががちだったりする子どもたちを対象に、居場所を設け、地域ぐるみの子育て支援や世代間交流の場と温かい食事を提供しています。

2か所

令和4（2022）年度

地域子育て支援拠点

「日向地域子育て支援センター」や「つどいの広場」を拠点に、育児相談、サークル・クラブ活動、体験保育などの子育て支援の取り組みが行われています。

2か所

令和4（2022）年度

健全育成・再犯防止に 関係する地域活動体制

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りのため、指導や援助を行うほか、「社会を明るくする運動」などの犯罪や非行防止の啓発を行っています。保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

日向・入郷地区 **49人**

令和4（2022）年5月現在

更生保護女性会

保護司会との協力の下、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とする団体です。

日向・入郷地区 **88人**

令和4（2022）年5月現在

青少年指導員

児童生徒・保護者の相談対応を青少年育成センターで行っているほか、青少年指導員で組織する青少年指導員連絡協議会を中心として青少年の健全育成活動を推進しています。

71人

令和4（2022）年9月現在

地域活動を推進するための 基金を活用した助成事業

ひまわり基金助成事業

本市の産業、文化等の振興を図ることを目的としたふるさと創生基金事業です。市民活動団体が、市内で行うまちづくり、人づくりもしくはものづくりのための事業またはそれに関する学習会もしくは研修会等に対して助成をしています。

	助成団体数 (団体)	助成金額 (千円)
平成30年度	14	1,526
令和元年度	9	1,032
令和2年度	1	128
令和3年度	3	413
令和4年度	8	1,080

うるおい福祉基金事業

市民の創意と工夫を生かした自発的な保健福祉事業を推進しています。民間の福祉事業の支援、在宅福祉等の普及・向上、生きがい・健康づくりの推進、福祉ボランティア活動の活性化、福祉事業推進に関する調査研究、福祉教育の推進に関する事業等に助成をしています。

	助成団体数 (団体)	助成金額 (千円)
平成30年度	0	0
令和元年度	0	0
令和2年度	0	0
令和3年度	1	52
令和4年度	1	200

市民まちづくり支援事業

元気で活力ある協働のまちづくりを推進することを目的として、地域づくり事業（コミュニティの活性及び醸成につながる事業）、イベント系事業、伝統的事業、地域づくり整備事業といった市民自らの企画提案により実施する公益性の高い事業に要する経費の一部を助成しています。

	助成団体数 (団体)	助成金額 (千円)
平成30年度	9	5,052
令和元年度	8	1,360
令和2年度	1	160
令和3年度	6	1,542
令和4年度	6	2,186

第3章 第3次地域福祉計画の状況

1. 基本目標ごとの状況



第3次計画の期間中、本市が取り組んだことと、アンケート調査や関係団体ヒアリングの結果を基に、計画の進捗を基本目標ごとにまとめました。

基本目標1 地域福祉を推進する基盤（意識・環境）づくり

主な取り組みと成果

- 子どもの発育に応じた教育講座を開催し、家庭での教育力を高めるシステムの構築に努めました。
- 中学校区ごとの要保護児童対策地域協議会の校区部会で、地域における支援が必要な子どもの把握と保護・支援を行いました。
- ひとり暮らしの高齢者の抱える課題を把握するため、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと民生委員・児童委員の連携のもとで訪問を行いました。
- 自治会(区)単位での地域福祉部設置の推進のため、社会福祉協議会による立ち上げ支援を行いました。
- モデル地区を選定し、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を推進しました。

関係団体ヒアリングでは

Q：地域でどんな「困りごと」を聞きますか。

多くみられたキーワード

高齢者

ひとり暮らし

認知症

子育て

意見の一例

夫婦やひとり暮らしの高齢者がコロナ禍で交流がなく寂しい思いをしている人が多い。

豪雨などの災害時に高齢者などの避難が難しい人もいる。

地域における子育てや不登校など支援が必要な家庭のことを耳にする。

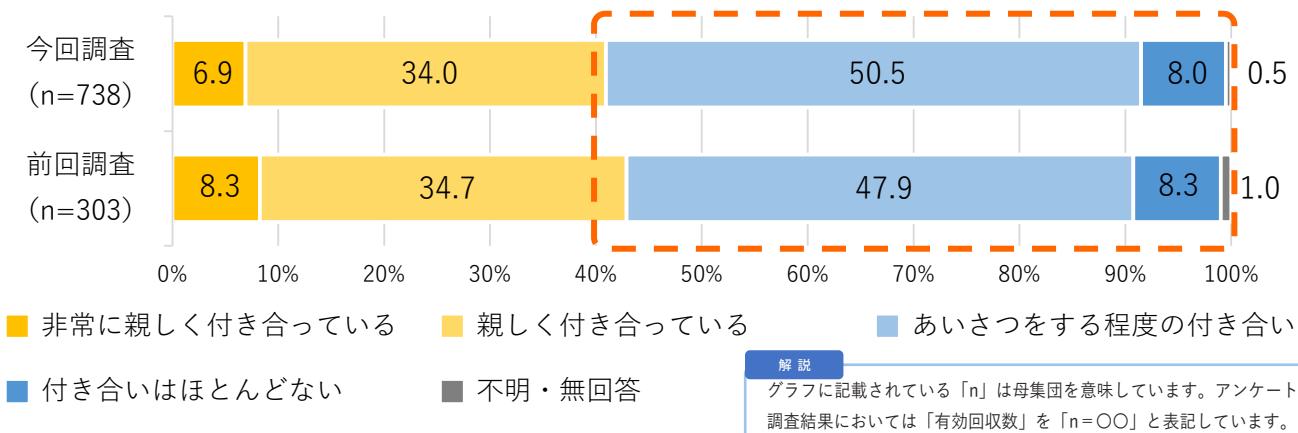
地域の認知症と思われる方の見守りやそいつた方のいる家庭でのことの相談を受ける。

- 地域との関係性の希薄化によって、高齢者やひとり暮らし世帯の居場所や交流機会の減少、そして災害時の対応に不安を感じている現状が明らかになりました。地域福祉部などの地域内での組織づくり、誰もが集える居場所の創出、そして災害時の適切な対応ができる体制の検討といった、地域内での強い関係づくりを進めていく必要があります。
- 子育てや不登校、障がいのある人などに関する困りごとなどは、全体として意見が少ない結果となりました。こうした課題は気づきにくく共有されにくい可能性があります。さまざまな地域の課題にもアプローチができるよう、地域に目を向けてもらうための意識づくりとあわせて、課題に気づいたときに適切な支援にスムーズにつながるよう支援体制の整備と連携の強化を進めていく必要があります。

アンケートでは

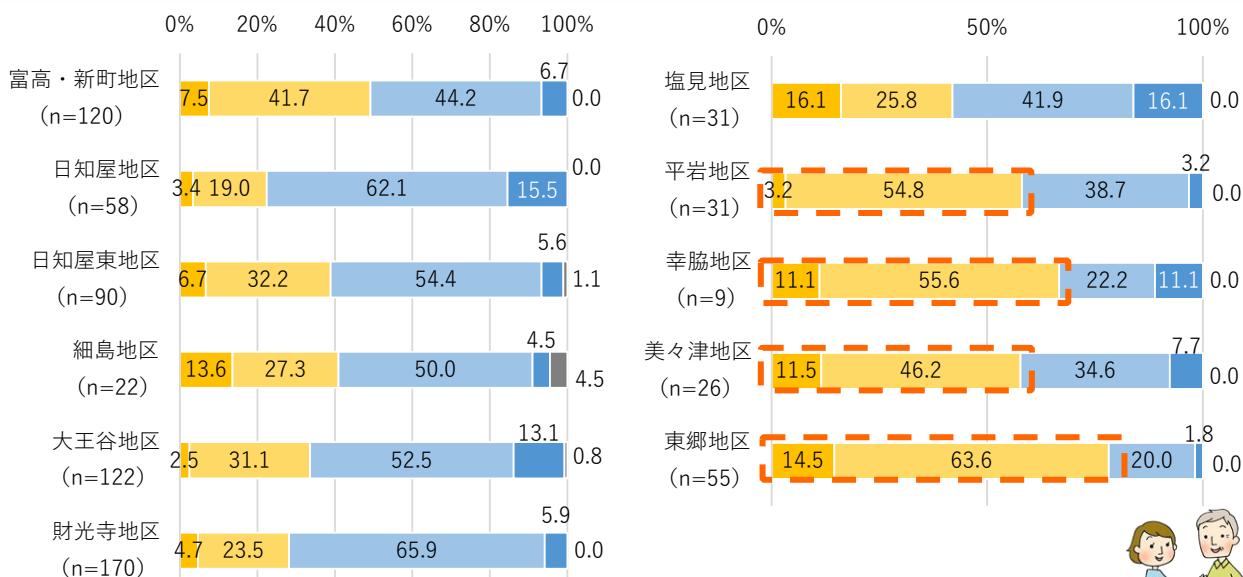
※掲載している「前回調査」は平成29(2017)年に実施した『「第3次日向市地域福祉計画」策定にあたってのアンケート調査結果』を抜粋したものです。

Q：あなたは、近所の人とどの程度お付き合いをしていますか。



「近所の結びつきが弱い」^{※1}割合は、全体で58.5%となっています。
しかし、地区ごとの集計を見ると「近所の結びつきが強い」^{※2}割合が6割を上回っている地区もあり、地区によって地域の結びつきの状況が異なっていることがわかります。

※1 「あいさつをする程度の付き合い」「付き合いはほとんどない」の合計
※2 「非常に親しく付き合っている」「親しく付き合っている」の合計



Q：普段の暮らしの中でどんな「困りごと」が増えましたか。※

自分や家族の健康のこと

62.0%

自分や家族の老後のこと

57.1%

介護に
関すること

41.5%

地震や火事など
災害のこと

40.5%

※『普段の暮らしの中で、あなたの「困りごと」は以前より増えていますか』の問い合わせに「増えている」と回答した人のうち『どんな「困りごと」が増えましたか』中の回答の多かった上位4項目

基本目標2 助け合い 支え合い いつまでも安全・安心のまちづくり

主な取り組みと成果

- 市内の小中高等学校において福祉に関する教育を実施しました。
- ヘルシースタート事業を充実させ、妊娠・出産・育児等の切れ目のない支援の構築に努めました。
- 子どもの居場所づくりを進め、中学生を中心に相互交流や個別の学習支援を行いました。
- 「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を開始し、多機関協働による包括的支援体制や、地域住民が主体となった地域生活課題の把握及び解決に向けた体制の構築等を図りました。令和4(2022)年度は「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいます。
- NPO法人や市民活動団体の立ち上げ支援や活動支援のための講座を開催しました。
- 住民が手話に接する機会として、市民手話講習会や手話奉仕員養成講座などを開催しました。

関係団体ヒアリングでは

Q：あなた（または貴団体）は、この先「もっとこんな活動をしたい」「地域でこんな存在でありたい」といった目指す姿に向けて、どのようなことをしていく必要があると思いますか。

多くみられたキーワード

話し合える

考える



意見の一例

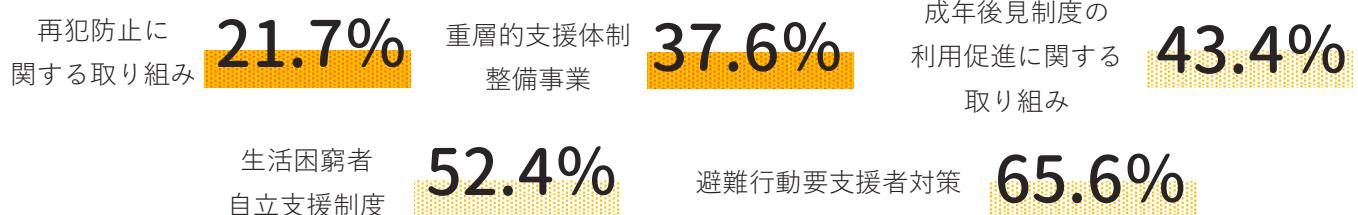
住民、区長、民生委員・児童委員や福祉関係者が話し合える場所があるとよい。

多様化する課題の中で、「一つずつ」考えていくことはとても大切だと感じる。

- 自発的な取り組みに関する意見が多くあげられており、個別の回答でも「専門機関との連携」「地域福祉部の有効活用」「自治会(区)でできないことを補完できるようになりたい」などさまざまな意見があげられました。意欲的な活動を行う団体への支援や、団体同士のつながりづくりを進め、地域力の強化につなげていくことが重要です。

Q：現在、行政や社会福祉協議会が実施している取り組みや制度について知っていますか。

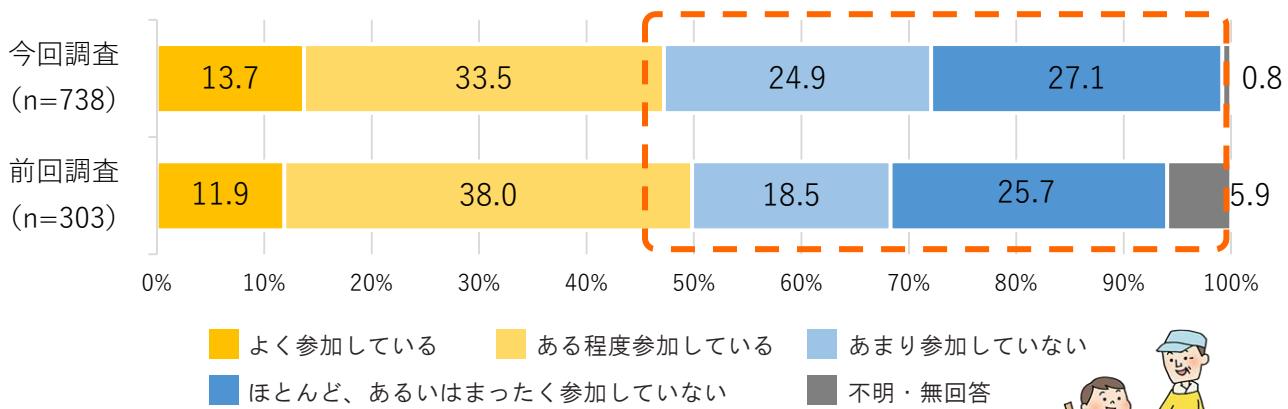
「知っている」と答えた割合



- 「再犯防止に関する取り組み」「重層的支援体制整備事業」の認知度が4割以下となっており、そのほかの取り組みや制度についても十分に認知がされていない現状が明らかになりました。行政や社会福祉協議会が実施している取り組みや制度は、地域の団体や住民の協力が必要不可欠なため、広報や啓発に努め理解や認識を深めていく必要があります。

アンケートでは

Q：あなたは、自治会(区)等の活動にどの程度参加していますか。



Q：自治会(区)の活動に参加している主な理由は何ですか。※



※「よく参加している」「ある程度参加している」と答えた方のみの回答

その他回答では…

- 近所に住む者の義務だから **53.2%**
- なんとなく、昔からそうだから **24.1%**

- 近所との付き合い・つながりは大事だと思うから
- 小さい子どもがおり、知り合いになつて見守ってもらいたいから
- 人と会うことが楽しいから

「参加していない」※割合が前回調査から7.8ポイント増加し、52.0%となっています。前回調査後の新型コロナウィルス感染症の感染拡大などにより、人との交流が疎遠になってしまっている影響も考えられます。一方で、参加している理由については「近所に住む者の義務だから」が最も多い結果となりましたが、その他の回答では、地域のつながりの重要性や、楽しみといった声も聞かれました。

※「あまり参加していない」「ほとんど、あるいはまったく参加していない」の合計



基本目標3 福祉サービスを生かして広げて

健康でいきいき暮らせるまちづくり

主な取り組みと成果

- 高齢者に関する課題を検討する地域ケア個別会議や、地域代表者等も参画する圏域別ケア会議等を実施し、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めました。
- 認知症のある方やその家族を支える仕組みとして、地域や小中高等学校、企業等に対して認知症サポーター養成講座を開催しました。
- 元気な高齢者が活躍できる取り組みとして、サポーター養成講座を実施するなど、アクティブシニアによる支援サービスの創出や住民主体の通いの場の運営など、地域の力で支え合う仕組みづくりに努めました。
- 福祉に関する各種相談について、周知に努めるとともに、複数の課や関係機関にまたがる相談内容については、情報を共有して対応をしました。
- 民生委員・児童委員や福祉推進員等と連携しながら地域の中で孤立しがちな世帯に対して「安心カード」の普及・啓発を行い、地域の見守り体制の強化を図りました。

関係団体ヒアリングでは

Q：活動を行ううえで、課題だと感じていることや困っていることはありますか。



※14項目のうち回答数の多かった4項目

意見の一例

高齢化や人口減少によって、地域の担い手が不足したり、活動が困難になったりしている。

コロナ禍で活動の時間もつくりにくいし、情報も得られず活動もほとんどしていない。

- 人口減少や高齢化に伴う担い手不足が、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によってさらに深刻化するだけでなく、活動の継続についても影響している現状が明らかになりました。フォローアップによる地域活動の継続支援や活動に関する情報の発信といった、地域の自発的な活動を支援する取り組みについて検討していく必要があります。

Q：活動を行ううえで、自分の団体だけでは解決できないことは何ですか。

多くみられたキーワード



交通

病院

意見の一例

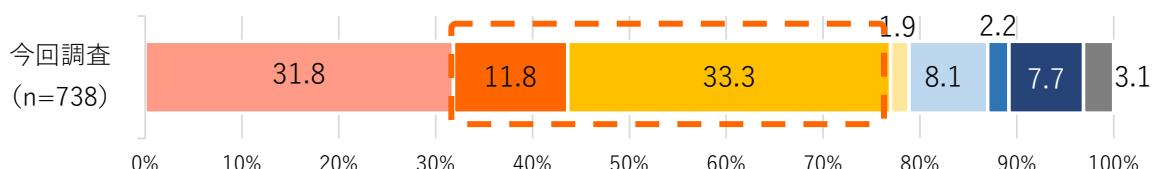
日常生活の移動手段がない人への支援や新しい介護・保育施設の整備には対応できない。

虐待や医療などの専門的な支援が必要な場合は、自分たちだけでは対応できない。

- 虐待や医療に関する困りごとなど、専門的な知識をもって対応する必要のある課題の対応、日常生活の移動手段の確保や新たな福祉施設の整備といった課題などがあげられました。行政や社会福祉協議会、関係機関が相互に連携し合い、地域の課題を取りこぼすことのないようセーフティネットの構築や住民の声を反映した新たなサービスを検討していく必要があります。

アンケートでは

Q：隣近所の何らかの支援を必要としている方への支援（日常生活上の手助け・お手伝い）について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。



- 近所に住む者として、できる範囲で支援したい
- 支援をしたいが、何をすればいいのかわからない
- 支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない
- 支援は市役所などがやる仕事なので、近所の者がしなくてもよい
- 余計なお世話になってしまふので、支援はしない
- その他
- わからない
- 不明・無回答



Q：隣近所に介護や子育てで困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができますか。

見守りや安否確認の
声掛け

54.9%

災害時の手助け

29.9%

高齢者の話し相手

26.3%

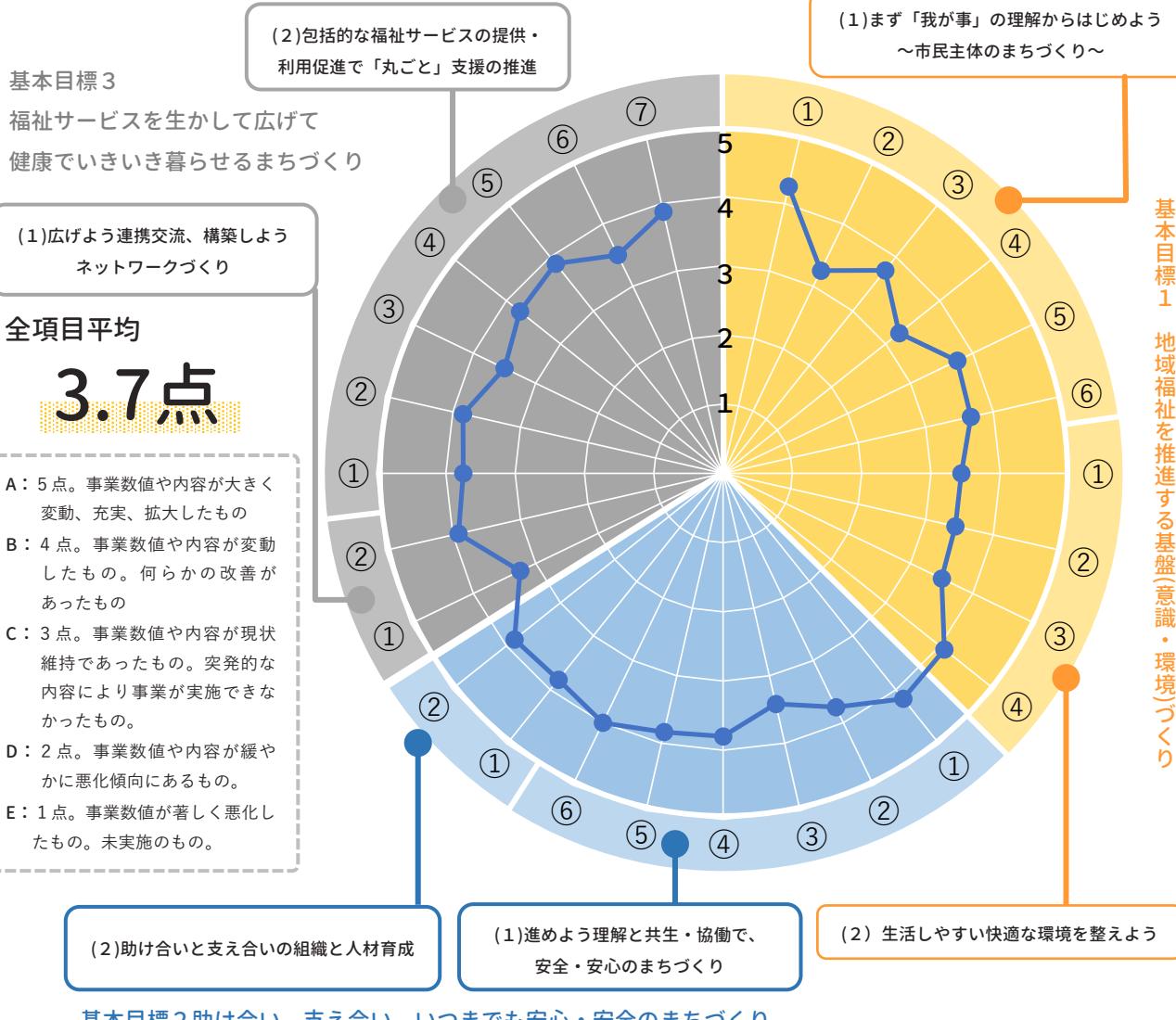


地域内での支援については、多くの人が必要性を感じている一方で、具体的な取り組みに踏み出せない人や踏み出す余裕のない人が約4割いる状況です。また、困っている隣近所にできる手助けでは、見守りや話し相手、そして災害時の手助けがあげられています。

2. 第3次計画の進捗状況



第3次計画の期間中の本市の取り組みの成果と課題を勘案し、評価を行いました。
年度ごとの評価を点数に換算し、計画期間中の平均値を算出したうえで計画全体の進捗状況を示しています。



基本目標1	基本目標2	基本目標3
(1)まず「我が事」の理解からはじめよう～市民主体のまちづくり～	(1)進めよう理解と共生・協働で、安全・安心のまちづくり	(1)広げよう連携交流、構築しよう ネットワークづくり
①家庭・地域の「絆」から	①共に生きる「福祉の心」を育てる福祉教育の推進	①地域包括ケアシステムの構築から深化・推進へ
②進めよう健康づくり	②ヘルシースタート事業の推進	②包括的相談支援体制の構築
③みんなで守ろう生活のルール	③障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり	(2)包括的な福祉サービスの提供・利用促進で「丸ごと」支援の推進
④ボランティア活動への参加と推進	④虐待・暴力(DV)防止、犯罪・再犯防止と社会復帰の支援	①包括的支援体制の整備、充実
⑤地域福祉の担い手になろう	⑤権利擁護の推進(成年後見人制度の充実)	②障がいのある子どもへの支援の充実
⑥社会や企業の「共生力」を育てよう	⑥生活困窮者(家庭)への支援	③既存制度の理解と活用、見直し
(2)生活しやすい快適な環境を整えよう	(2)助け合いと支え合いの組織と人材育成	④制度の谷間をつくる各種サービスの創設、充実
①ユニバーサルデザインの推進	①地域で助け合い支え合い、福祉力を高める組織づくり	⑤みんなで守る地域医療
②住みよい生活環境の整備	②専門的人材の育成・確保	⑥ふれあい交流の場の拡大
③子どもを心豊かに育てる環境の整備		⑦就労相談の充実で雇用創出・雇用促進
④災害時に備えた支援体制の充実		

3. 現状からみる日向市の地域福祉の今後の課題



第3次計画の進捗状況を踏まえて今後の本市における地域福祉の課題をまとめています。

基本目標1

地域福祉を推進する基盤（意識・環境）づくり

- 地域での支え合い活動を支援することで、主体的に地域生活課題を把握し課題の解決に取り組む「我が事」意識を持つ住民を増やしていく必要があります。
- 若い世代を含めた地域活動の担い手づくりや、すべての人に参加や活躍の機会づくりを進めていくとともに、誰もが世代を超えて気軽に交流できる場所や機会について検討していく必要があります。
- 地域で子どもを育てるという意識の醸成を進めるとともに、地域ぐるみの子育てを軸しながら、多世代交流を深めていくことが重要です。
- 災害時に備えて適切な役割分担のもと、地域で支え合える組織や体制づくりが必要です。
- 避難行動要支援者の個別避難計画と地区防災計画の策定を推進していく必要があります。

基本目標2

助け合い 支え合い いつまでも安全・安心のまちづくり

- 自治会(区)における地域福祉部の設置推進について、事例収集や情報共有の機会を設けるなど、自治会(区)に対する継続的な後方支援活動を行っていく必要があります。
- 誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、小中高等学校などの福祉教育の推進が必要です。
- 子育て支援の充実が進む中、親（保護者）と子の触れ合いの時間が減少することの無いよう、支援とあわせた「親子の愛着形成」といった視点での支援策についても検討していく必要があります。
- 行政や社会福祉協議会等が行っている制度や取り組みについて、さまざまな人への理解を広めていく必要があります。
- 施設や事業所等に勤める専門職を地域で生かす仕組みづくりや、既存の団体等とも連携し、助け合い・支え合い活動を推進していく必要があります。
- 罪を償い社会復帰した方々に対する偏見をなくし、立ち直りのできる社会を地域全体で理解し取り組んでいくため、再犯防止に関する制度や活動について、周知と啓発を図る必要があります。

基本目標3

福祉サービスを生かして 広げて 健康でいきいき暮らせるまちづくり

- 地域の様々な困りごとに対応し、誰もが必要に応じて適切なサービスを受けることができるよう、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援など福祉の個別分野の支援体制の強化と、包括的な支援体制の構築をしていく必要があります。
- 課題や困りごとを抱える世帯に地域の活動団体などが気づいたとき、迅速に行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターなどの支援につながるよう、**さまざまな機関の連携体制の構築**が必要です。
- ひきこもりや孤独・孤立といった声をあげにくい課題にアプローチができるよう、**協力して課題を解決する仕組みづくりや相談・支援体制の強化**が必要となっています。
- 支援を必要としている人に情報が適切に行き渡るよう、行政や社会福祉協議会が行っている相談窓口や支援サービスに関する情報について、**提供する情報の内容の充実やさまざまな媒体による情報発信**を推進していく必要があります。
- 誰もが働きがいを感じながらいきいきと就業できるよう、事業所等では「従業員の健康管理」の視点からも**働きやすい環境づくり**を進めていく必要があります。
- 複数の課題を抱えている人や、制度の狭間の課題を抱えている人などに対して、福祉分野に限らず、保健・教育・就労など、さまざまな角度から課題に対応できる**包括的、重層的な支援体制を整備する**必要があります。



第4章 第4次地域福祉計画の基本的な考え方

1. 第4次地域福祉計画の目指す方向性



住民・事業所アンケート、関係団体紙面インタビューや第3次地域福祉計画の状況等から見えた本市の課題や近年の社会情勢を踏まえて、住民、事業者、社会福祉協議会、行政などが協働して地域福祉に取り組んでいくため、次の基本理念と基本目標、施策推進目標を設定します。

(1) 基本理念の設定

第3次日向市地域福祉計画では、第2次日向市総合計画の方向性と地域共生社会の考え方を踏まえ「だれもが 自分らしく 安心して暮らせる 地域共生社会の実現を目指して」を基本理念に掲げ、取り組みを進めてきました。これまで積み上げた取り組みは、多くの項目で成果や改善がみられており、本市の地域福祉の推進において今後も重要な取り組みであることがわかりました。そのため、現状や課題を把握したうえで、良いところはさらに推進し、本市における地域福祉の基盤として、本計画の期間中においても引き続き推進していく必要があります。

一方で、策定に先立って実施した住民・事業所アンケート、関係団体紙面ヒアリングや第3次計画の状況等から見えた本市の新たな福祉課題、そして今後のさらなる人口減少や地域力の低下、地域課題の複雑化といった社会情勢の変化などに対応し、いつまでも安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すためには、課題がみられる取り組みの改善や、取り組みが不十分な分野への新たな施策の展開が必要です。

第4次計画における本市の目指すべき姿は「地域共生社会」であり、その実現は果てしないテーマであると言えます。そのため、第3次計画の基本理念「だれもが 自分らしく 安心して暮らせる 地域共生社会の実現を目指して」について、第4次計画に引き継ぎ、取り組んでいくこととします。

基本理念

だれもが 自分らしく 安心して暮らせる

地域共生社会の実現を目指して

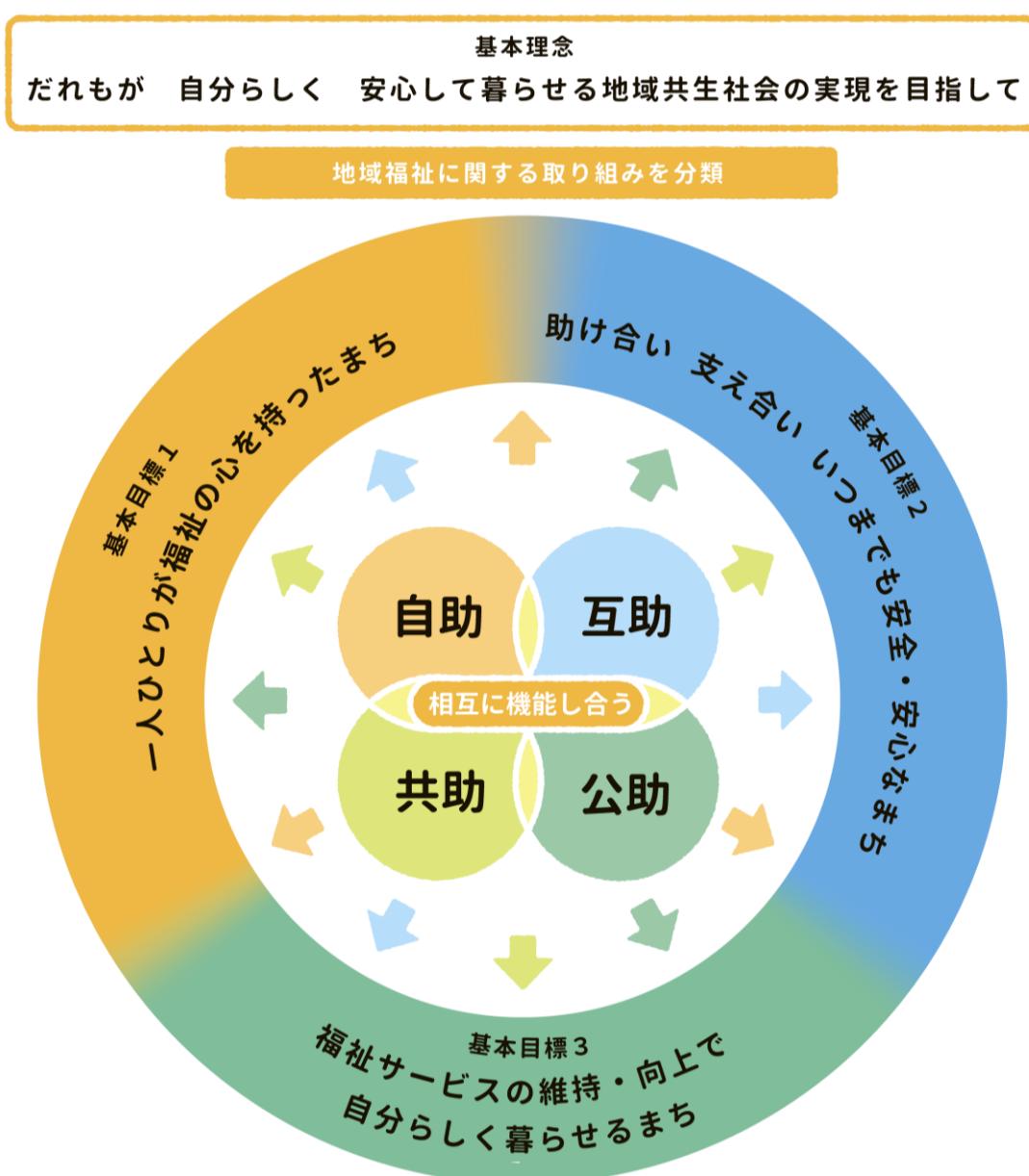


(2) 基本目標と施策推進目標の設定

本計画では基本理念に基づいて取り組みを展開しますが、地域福祉分野における取り組みは、多様な主体が共に協力しながら進めるものが多くあり、取り組みの方向性も多岐にわたっています。

そのため、本計画においてはそれぞれの取り組みが自助・互助・共助・公助のどの分野に関わりが深く、結果的に影響が大きいものなのかを基準に分類することとします。また、分野ごとの目指すべき目標として、主に自助分野を「一人ひとりが福祉の心を持ったまち」互助・共助分野を「助け合い 支え合い いつまでも安全・安心のまち」公助分野を「福祉サービスの維持・向上で自分らしく暮らせるまち」と設定し、基本目標を各分野のあるべき姿として位置づけることで、具体的なビジョンをもって取り組みを推進できるようにします。

なお、自助・互助・共助・公助と4つの視点を基に取り組みを進めますが、例えば自助分野の取り組みであっても、取り組む段階や結果において互助・共助・公助の強化にもつながるというように、それぞれは切り分けて取り組むことができないものです。よって、計画全体を偏りなく推進していくことが、地域共生社会の実現に向けて重要です。



基本目標と施策推進目標

基本目標1 一人ひとりが福祉の心を持ったまち

地域を構成するのは住民一人ひとりであり、自らの健康を気にかけたり、地域や社会で起きている課題を自分のこととして考える「我が事」意識、そして一人ひとりが、時には支え時には支えてもらう「お互い様の関係」であることを理解する自助の意識を持つことは、自らのためだけでなく、互助・共助・公助といった様々なつながりから生まれる地域全体の支え合いの関係をつくっていくための基礎にもなります。

「我が事」意識や「お互い様の関係」の理解のため、福祉教育や健康管理に関する啓発、世代や性別、分野などに関わらず誰もが交流し、活躍できる機会や場の充実や、地域活動を推進できる支援体制づくりを進める、一人ひとりが福祉の心を持ち、地域がそれを育てていく環境をつくります。

施策推進目標（1） まず「我が事」の理解からはじめよう

施策推進目標（2） 「お互い様」のつながりをつくろう



基本目標2 助け合い 支え合い いつまでも安全・安心なまち

近所付き合いや地域の交流促進だけでなく、身近な地域で活動する団体への活動の支援を行うことで、互助・共助の推進に努め、助け合い・支え合い、誰もが安心して暮らせるつながりづくり・組織づくりを進めます。また、災害時の備えを地域ごとに進め、いざという時にも誰もが安全かつ適切に避難や対応ができる体制づくりを進めます。

施策推進目標（1） 助け合いと支え合いの組織づくり

施策推進目標（2） 進めよう 理解と共生・協働で安全・安心なまちづくり



基本目標3 福祉サービスの維持・向上で自分らしく暮らせるまち

家族や地域の力で解決できないことがあるときに、適切な福祉サービスや包括的な支援が受けられるよう、情報の提供や相談窓口の充実、多職種・異分野、関係機関との連携・交流、ネットワーク化を進めます。家庭、地域、学校、職場、保健・医療・福祉関係機関が重層的に連携していくことで、どんな不安や困りごとでも受け止められる体制を構築し、誰もが自分らしく、住み慣れた地域で適切な支援を受けながら、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

施策推進目標（1） 広げよう連携交流 構築しようネットワーク

施策推進目標（2） 地域の課題を解決する体制強化

施策推進目標（3） すべての人の生活を支えるサービスの維持・充実



2. 施策の体系



本計画の取り組みを3つの基本目標に分類し、それぞれの基本目標を目指して取り組むことで、計画全体として基本理念の実現を目指します。

基本理念

基本目標

施策推進目標

推進施策

だれもが 自分らしく 安心して暮らすまち

基本目標 1

一人ひとりが
福祉の心を持ったまち

基本目標 2

助け合い 支え合い
いつまでも安全・安心なまち

(1)

まず「我が事」の
理解からはじめよう

(2)

「お互い様」の
つながりをつくろう

(1)

助け合いと
支え合いの
組織づくり

(2)

進めよう
理解と共生・協働で
安全・安心なまちづくり

①

家庭・地域の「絆」をつくろう
と共に生きる「福祉の心」を育てる福祉教育の推進

②

進めよう健康づくり
ふれあい交流の場の拡大

③

進めよう健常づくり
みんなで守ろう生活ルール

①

ふれあい交流の場の拡大
みんなで守ろう生活ルール

②

ボランティア活動への参加と推進

③

障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり
ボランティア活動への参加と推進

①

地域で助け合い支え合い、福祉力を高める組織づくり
地域福祉の担い手になろう

②

地域福祉の担い手になろう
社会や企業の「共生力」を育てよう

①

社会や企業の「共生力」を育てよう
ユニバーサルデザインの推進

②

ユニバーサルデザインの推進
住みよい生活環境の整備

③

住みよい生活環境の整備
災害時に備えた支援体制の充実

④

災害時に備えた支援体制の充実
孤独にならない、孤立しない関係づくり





らせる地域共生社会の実現を目指して

基本目標3

福祉サービスの維持・向上で 自分らしく暮らせるまち

日向市再犯防止推進計画

(1)

広げよう連携交流
構築しよう
ネットワーク

(2)

地域の課題を解決する
体制強化

(3)

すべての人の生活を支える
サービスの維持・充実

①

地域包括ケアシステムの構築から深化・推進へ

②

相談支援体制の構築

③

包括的支援体制の整備・充実

①

伝わる・広がる情報の発信

②

利用しやすいサービス提供体制の整備

③

制度の狭間をつくらない各種サービスの創設・充実

④

専門的人材の育成・確保

①

子どもを心豊かに育てる環境の整備

②

切れ目のない包括的な子育て支援の充実

③

障がいのある子どもへの支援の充実

④

生活困窮者等（家庭）への支援

⑤

就労相談の充実で雇用創出・雇用促進

⑥

権利擁護の推進と虐待・暴力の防止

⑦

みんなで守る地域医療

①

就労支援・居住支援

②

保健医療、福祉サービスの利用支援

③

非行防止と健全育成、修学の支援

④

広報・啓発活動の推進

⑤

国及び県、関係機関・団体等との連携強化



3. 日向市地域福祉計画とSDGsの整合性

2015年9月の国連サミットにおいて、2030年までに世界中で達成すべき目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。本市では施策推進目標とSDGsの目標を結び付けることで、持続可能な社会づくりを視野に入れて取り組むこととします。



1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び児の能力強化を行う。	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	



第2部

各論

第1章 第4次地域福祉計画の基本施策と展開

1. 施策の展開にあたって

(1) それぞれの役割



地域共生社会の実現と地域福祉の推進には、それぞれの人や団体、機関が役割を果たすことが重要です。本計画においては、次ページ以降の取り組みにおいて、主に取り組みを進めていく役割分担をすることで、各主体が「我が事」として地域福祉を推進していくことができるようになります。



住民の役割

個人・家族

- あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人を気にかけるなど、身近なことから取り組みましょう。

- 自治会（区）に加入したり、地域の行事や行政、社会福祉協議会の活動に積極的に参加して、地域福祉の活動に加わりましょう。

地域・団体等の役割

自治会（区）・自主防災会・民生委員・児童委員 高齢者クラブ・ボランティア

- 個人や家庭の力だけでは解決できない生活課題を、地域の支え合いで解決できないか考え、実際に行動を起こしましょう。
- 地域を構成する各種団体や行政、社会福祉協議会などと連携し、個人では解決が難しい地域の問題に協力して対応しましょう。
- 各種団体に所属するそれぞれの人が、地域福祉の考え方を知り、取り組みの機運を高めましょう。

福祉団体・事業者

当事者団体 福祉ボランティア団体
NPO 法人 介護サービス事業者 医療・福祉サービス提供者
公的相談支援事業者（地域包括支援センター等）
社会福祉・介護施設等

- 専門的な知識と技能を活かし、福祉ニーズの多種多様な課題に対応しながら、地域住民一人ひとりのニーズにあった専門的なサービスを提供します。
- 地域の福祉交流活動に積極的に参加し、地域福祉を推進します。

社会福祉協議会の役割

- 行政だけでは対応が困難な多様なニーズに柔軟に対応できる支援体制や、地域住民やボランティア、健康福祉関係団体、行政機関等の調整役となり、地域ぐるみの活動を推進します。

行政の役割

- 地域福祉計画を策定し地域福祉を計画的に推進することで、「地域共生社会の実現」を目指します。
- 公的福祉サービスを提供するとともに、市域全体の地域福祉の総合的な推進の役割を担います。
- 総合的な相談支援体制の整備や複合的な課題の解決に対応した府内各課や関係機関との連携、ネットワークづくりを図ります。

2. 施策の展開

基本目標1

一人ひとりが福祉の心を持ったまち

1- (1)

まず「我が事」の理解からはじめよう

近年の社会の変化にともない、人と人との「つながり（ご縁）」は希薄になり、孤独・孤立や生活困窮、自殺など「命」にかかわるような深刻な福祉・生活課題が発生しています。このような状況を打開するためには、地域で生活する住民が、地域の生活課題を「他人事」ではなく「我が事」としてとらえ、共有し、その解決に向けて共に支え合う地域共生社会の実現が、ますます重要となります。まず、地域に関わる第一歩として住民一人ひとりが地域のことを「我が事」として考えること、そして主体性をもって積極的に参加していくことが大切です。

関連するSDGs



1-(1)-① 家庭・地域の「絆」をつくろう

現状と課題

- 近年の家庭は核家族化、少子高齢化、地域における地縁的なつながりの希薄化などの社会的影響を受け、困りごとを抱えやすくなっています。
- 子育て中の世帯では、子育ての負担感や子どもの教育の仕方がわからないといった育児に関する悩みが生じ、高齢者世帯では、社会からの孤立や病気、介護に対する不安が募っています。
- 青少年の非行、いじめ、不登校などの問題の背景に地域や家庭の「教育力の低下」が指摘されています。
- 高齢者や子どもなど、社会的弱者に対する家庭の構成員による虐待、ネグレクト※、配偶者等からの暴力(DV※)が問題となっています。

取り組み方針

住民の役割

- 「お互いに顔や名前が分かって、あいさつし合う」「会えば世間話ができる」など、地域に住む人と、自分にとって無理がない関係性を築きましょう。
- 隣近所や地域に住んでいる方を知り、気にかけあいましょう。
- 地域の民生委員・児童委員などを把握し、困った時には相談をしましょう。

地域・団体等の役割

- 地域の交流の場などで困っている方への相談先の情報提供を心がけましょう。
- 地域の集まりや組織など、身近な地域での相談機会を増やしましょう。
- 地域と関わりをもち、地域が必要としている支援について検討しましょう。
- 活動を通して気になる人の存在に気づいたら、行政や専門機関、地域の相談役や社会福祉協議会に相談しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 地域で活動する団体等と情報を共有し、必要に応じて支援を行います。
- 住民一人ひとりが繋がりを意識することができるよう、地域福祉を推進します。
- 課題解決に向けた啓発、世代に応じた情報発信を行います
- 関係機関と連携し、専門機関につなぐなど、課題解決の仕組みを作ります。

行政の役割

- 地域のつながりを構築するための支援を行います。
- 家庭教育支援の取り組みを推進します。
- 地域との協働のもとで課題を抱えてしまいがちな人の把握に努めます。
- 課題の深刻化を未然に防ぐ仕組みを作ります。

取り組み内容

① 地域での「絆」づくり 住民 地域・団体等 社協 行政

●高齢者世帯、ひとり暮らし世帯、その他支援を必要とする家庭に対し、自治会(区)役員、民生委員・児童委員、青少年指導員など、自治会運営や地域の担い手である方々などによる巡回や声かけを行い、現況を把握し、必要があれば、地域・行政による支援を行います。

② 日常的な交流の促進 住民 地域・団体等 社協 行政

●各自治会(区)やまちづくり協議会が実施するイベントや各種行事を支援し、地域の中でさまざまな世代間交流を行うことで、人への優しさや思いやりの気持ちが自然にあふれる「絆」の強い地域づくりを推進します。

●課題解決に活用できる制度・情報が地域住民に行き届くよう、世代に合わせた情報発信の仕組みを作ります。

③ 課題を未然に防止する仕組みづくり 地域・団体等 行政

●支援を必要とする高齢者、乳児のいる家庭に対する個別訪問等を実施し、課題を未然に防止する仕組みづくりを実施します。

用語解説

ネグレクト：養育者による怠慢、無視、放置など子どもに対する不適切な保護や養育。

DV(ドメスティックバイオレンス)：夫婦間やパートナー間、元夫婦間の暴力のことで、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的など、あらゆる形の暴力が含まれる。



1-(1)-②共に生きる「福祉の心」を育てる福祉教育の推進

現状と課題

- 住民アンケートにおいて、地域福祉計画の認知度は低い結果となりました。地域における助け合い、支え合いの福祉活動を活発にするために、まず「地域福祉」そして「地域福祉計画」の認知を広げていく必要があります。
- 地域福祉は、障がいの有無や年齢、性別などに関係なく地域に暮らす住民がお互いを認め合い、尊重し、共に生きる地域社会であることを基盤としています。地域・学校・行政・社会福祉協議会等が連携し、偏見や差別をなくしていくための人権教育・啓発活動を推進し、人権意識の醸成を図ることが重要です。
- 小中学校、高等学校においては、福祉体験学習や地域の中で「共に生きる力」を育む福祉教育を実践し、学校・家庭・地域の協働により、次世代を担う人材育成に取り組んでいます。
- 住民一人ひとりの意識の中に、互いに思いやり助け合う「福祉の心」を根付かせ、すべての人の人権が尊重され誰もが幸せに暮らせるよう、幼児教育や学校教育、生涯教育などあらゆる機会を通して福祉教育を推進することが重要です。

取り組み方針

住民の役割

- 地域を知るための講座や講演会の情報を気にかけ、福祉に限らない身近な地域をテーマとした活動や講座に参加しましょう。
- 世代や障がいの有無に関わらず、さまざまな人と関わりをもち、地域における福祉について考えてみましょう。

地域・団体等の役割

- 活動を通して、身近な地域の福祉について、周囲の人と一緒に考える機会を作りましょう。
- 福祉や地域に関する研修や講座に参加しましょう。
- 自分たちの取り組んでいることと、地域福祉との関係や関連を考えてみましょう。

社会福祉協議会の役割

- 地域で暮らす人たちが、互いを気にかける関係性が構築できるよう、交流の機会を作ります。
- 市の教育部門をはじめとする担当課と連携し、福祉教育の推進を図ります。
- 地域に出向いた講座の開催や、地域の課題についての座談会などを開催します。

行政の役割

- 地域における助け合い・支え合いが根付くよう、地域共生社会や地域福祉に関する意識啓発を行い、住民認知度の向上を図ります。
- 地域における人権意識の醸成を図ります。
- 教育部門との連携による福祉教育の推進を図ります。

取り組み内容

① 地域福祉に関する普及啓発

社協

行政

- 社会福祉協議会と連携し、広報ひゅうがをはじめ、自治会(区)や団体などの会合やイベントなど、あらゆる機会を通じて、地域共生社会や地域福祉の周知啓発に努めます。
- 社協だよりやホームページを通して福祉に関する情報発信を行うほか、福祉に関する勉強会・座談会を開催し、住民の福祉への関心を高めます。
- 社会福祉協議会が実施している「赤い羽根共同募金」や「歳末たすけあい運動」のほか、今後はテーマ型募金やクラウドファンディング※の活用を検討するなど、多様な形での寄付への参加を呼びかけ、福祉に貢献する意識の醸成に努めます。

② 学校と地域での福祉教育の推進

社協

- 小中学校や高等学校の福祉教育担当者と連携し、子どもたちの自主性や主体性を尊重した福祉教育を推進します。
- 学習で得た知識を地域で実践し、社会的役割を感じることで子どもたちの豊かな心を育む「サービスラーニング※」を実施することで、地域の課題解決や将来の地域の人材育成につなげていきます。
- 福祉教育における子どもたちの学びを通して保護者世代の福祉への理解を深めます。

用語
解説

クラウドファンディング：群衆(crowd)と資金調達(funding)を合わせた造語であり、「個人や法人がプロジェクトを公開することで、資金を募る側と資金を提供する側を結びつける仕組み」のこと。

サービスラーニング：社会活動を通して市民性を育む学習で、地域の中で主体性を持って意味ある経験をすること、その経験を熟考し、振り返り、分析することの、ふたつの過程を結びつけた学習方法。



1-(1)-③ 進めよう健康づくり

現状と課題

- 全国的に食生活の乱れや運動不足・ストレスなどを原因とした、がん・脳卒中・糖尿病・腎臓病などの生活習慣病の増加が健康面の大きな問題となっています。
- 各種検(健)診の受診率は、国の目標値に比べると低い状況にあります。本市では、「健康ひゅうが 21 計画（第 2 次）」を策定し、健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防と重症化予防、生活の質の向上に取り組んでいます。住民一人ひとりの健康づくりに対する意識改革を図るため、地域や関係機関・行政が一体となって健康づくりを進めていくことが必要です。
- 自殺による死亡要因はさまざまであり、不安や悩みの深刻化を防ぐため、家族や地域等の見守りや、相談支援や居場所の提供、複合的課題に対応するための関係機関とのネットワークづくり等の取り組みが求められています。

取り組み方針

住民の役割

- 自らの健康を気にかけ、健診などを積極的に受けましょう。
- 普段の生活から、適度な運動やバランスの良い食事を心がけましょう。
- つらいと感じたり、行き詰ったような気持ちになったときには、一人で抱え込まず、専門の窓口などに相談してみましょう。

地域・団体等の役割

- 地域にある施設などの資源を活用し、健康づくりやスポーツに関するイベントを開催できないか、検討してみましょう。
- 周囲の人の変化に気づいたら声をかけ、相談窓口につなぎましょう。

社会福祉協議会の役割

- 相談窓口のひとつとして、生活困窮者等の相談に応じ、生活上の不安や悩みの解消に努めます。

行政の役割

- 住民一人ひとりが意識を高め、自ら生活習慣を振り返って、積極的に健康づくりに取り組めるよう、情報を発信します。
- 各種検(健)診を実施するだけでなく、受診勧奨にも取り組みます。
- 地域・関係機関・行政が一体となって心身の健康づくりを支援する環境の整備を進めています。

取り組み内容

① 健康なまちづくりの推進 行政

- 住民一人ひとりが、健康に対する意識を高め、日常生活の中で主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりに関するチラシの配布などを通して周知・啓発を行います。
- 各種検(健)診を実施し、検(健)診結果に基づくライフステージに対応した栄養指導の推進を図ります。また、住民が健康や病気に関する知識を得る機会を積極的に設け、各種検(健)診の受診率向上に努めることで、病気の早期発見・早期治療につなげます。
- 地域全体で食生活の改善や健康づくりに対する意識向上を図るため、食生活改善推進員と連携し、地域での健康づくりを支援します。
- たばこや飲酒の健康への影響の普及・啓発を図り、病気の予防に努めます。
- 歯周病が引き起こすさまざまな病気や健康に与える影響について情報を提供し、歯の健康意識を高めます。(8020運動[※]の推進)

② こころの健康の推進 社協 行政

- 「こころの健康」についての知識の普及・啓発のための講演会の開催やNPOとの連携による電話相談・面接相談事業を行い、心身の健康に関する相談の場の確保に努めます。
- こころの不調に対して、早期発見・早期治療を促進するために、保健所等の関係機関と連携し、自殺予防対策に努めます。
- 「ゲートキーパー[※]養成講座」を開催し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人材育成に努めます。
- 生活困窮者等を対象とした相談窓口において対応を行い、生活上の不安や悩みの解消、課題の深刻化の予防に努めます。

用語 解説

8020運動：「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。20本以上の歯があれば、食生活にはほぼ満足することができると言われている。

ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと



1- (2)

「お互い様」のつながりをつくろう

高齢者も子どもも、障がいのある人もない人も、年齢、性別にかかわらず、安心して暮らすことができる地域は、誰かが支え、誰かに支えてもらうといった一方向的なものではなく、時には自分が支えられ、時には自分が誰かを支えるといった「お互い様」のつながりのある地域である必要があります。

そんな地域の実現のためには、住民一人ひとりと自治会(区)や保健・医療福祉、ボランティアなどの地域を構成する各種団体がつながり合うこと、そして一人ひとりが「やってみたい」と思った時に活動に参加できるよう多様な活動の場があることが重要です。

関連するSDGs



1-(2)-① ふれあい交流の場の拡大

現状と課題

- 高齢化率は、令和3(2021)年に 32.1%となり、高齢者のみの世帯や高齢者のひとり暮らしが増えています。高齢者の「孤立死」防止のため、地域の交流の場が必要です。
- 子育て中の人気が軽に相談できる人がいない、地域とのつながりが希薄等の理由により、子どもへの虐待につながるというケースが生じています
- 高齢者が、より身近に集まれる場所や、子育て中の親（保護者）が交流できる場所がほしいという意見があります。また、世代間を超えた交流も求められており、地域の中で交流の仕掛けづくりが求められています。

取り組み方針

住民の役割

- サロンなどの地域の活動に関心を持ち、参加しましょう。

地域・団体等の役割

- 周囲の人を地域の交流の場に誘いましょう。
- 強みや得意な分野を活動にいかし、ふれあい交流の場の活性化に繋げましょう。

社会福祉協議会の役割

- 住民が気軽に社会参加できる活動として、ふれあいいきいきサロンや百歳体操を支援し、住民の孤立感解消や生きがいづくり、高齢者の介護予防を拡げていきます。
- 既存の交流の場や新たな活動に対し、世代を超えたつながりができるよう団体に対し働きかけを行います。

行政の役割

- 身近な地域で、高齢者や子育て中の親（保護者）など世代を超えた交流ができる場を作り、安心して暮らせる地域づくりを進めます。



取り組み内容

① 「ふれあいいきいきサロン」と「子育てサロン」の推進 地域・団体等 社協 行政

- 高齢者の孤独感の解消や居場所としての「ふれあいいきいきサロン」子育て中の親子の閉じこもり防止や地域との交流を通じて育児支援となる「子育てサロン」を実施・推進します。
- 地域とのつながりを深めるため「ふれあいいきいきサロン」「子育てサロン」ボランティアとしての地域住民の参画を促進します。

② 誰でも立ち寄れる「あずまや的」場所の創設 地域・団体等

- 空き家などを利用した地域住民がいつでも誰でも立ち寄れる場所の創設を推進します。
- 属性を問わず多世代が集う参加支援の場として、サロンやコミュニティカフェを推進します。

用語 解説

ふれあいいきいきサロン：高齢者の生きがいづくりや孤立感の解消、福祉課題の把握と早期発見・対応等を目的として、住民主体で行っている、地域福祉活動。

子育てサロン：地域の子育て世帯に対する育児支援を行うことを目的とし、子育て中の親子が軽く集い、親（保護者）同士の情報交換や経験者による育児支援・相談を行える交流の場。市が「こども遊センター」に委託して実施しているものと、民生委員児童委員協議会と地域のサロンボランティアが実施しているものがある。

1-(2)-② みんなで守ろう生活ルール

現状と課題

- 日常生活における基本的なルールや生活圏域における地域のマナーが守れていない状況が見受けられます。
- 基本的な生活ルールについて、近隣や地域で丁寧に話し合いながら相互理解を深め、より効果的な課題解決のための対応策を行政と地域が一体となって検討することが求められます。

取り組み方針

住民の役割

- 地域で決められた生活ルールを改めて確認し、住みよい地域になるよう協力しましょう。

地域・団体等の役割

- 地域での生活ルールに理解が得られるよう、関係機関と協力して周知に努めましょう。
- 課題が生じた際には、行政や関係機関と連携し、対応策を検討しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 地域での課題解決に向けて、自治会(区)やボランティア団体、NPO等と連携を図り、支援します。

行政の役割

- ごみの出し方や生活マナーなど、決められたルールについて、情報を発信し周知・啓発を行います。

取り組み内容

① 課題ごとの対応策の検討

住民

地域・団体等

社協

行政

- 地域で解決できることと、関係機関との連携が必要なことについて整理・検討します。必要に応じて、ワークショップなどを開き、対応策を検討します。
- 自治会(区)に加入していない人、さまざまな事情から区への加入が難しい人などに対しても生活ルールを守って暮らすことができるよう、啓発の方法などを検討します。

② 相談体制の整備、対応策の蓄積・活用

住民

地域・団体等

社協

行政

- 相談窓口などの体制を整備し、効果のあった対応策を蓄積し、適切かつ迅速な対応にいかします。

③ 地域での啓発

住民

地域・団体等

社協

行政

- 自治会(区)への加入やごみの分別についてのチラシの配布のほか、区長会、班長会、各自治会(区)広報などを通じて継続的な意識啓発に努めます。

1-(2)-③ ボランティア活動への参加と推進

現状と課題

- 「日向ひょっこ夏祭り」などのイベント、海岸や道路などの清掃、点訳・朗読・手話通訳、高齢者のごみ出しや買い物のお手伝いなど、地域のさまざまな場所や場面で団体や企業、個人がさまざまなボランティア活動を行っています。
- ボランティアは地域福祉の推進においても非常に重要な担い手の一つですが、高齢化による団体や担い手の減少といった課題が生じています。また、若い世代などにも地域のボランティア活動に興味を持つてもらうため、活動内容についても広く周知していく必要があります。

取り組み方針

住民の役割

- 地域にはどんなボランティア団体が活動しているのか、興味を持ちましょう。また、興味のあるボランティア活動に参加しましょう。
- ボランティア活動への理解を深め、困った時には活用しましょう。

地域・団体等の役割

- 地域内、市内において、ほかにどんな活動をしている団体があるのかを知り、活動の幅を広げたり、連携を深めましょう。
- 活動における困りごとは、社会福祉協議会や行政に相談し、対応策を検討しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 多様化する地域生活課題に対応するためには、ニーズの把握と地域活動を支えるボランティアの育成が必要です。ボランティアの人材確保については、次世代を担う若い世代をはじめとする住民から、関係団体等にも広げ、ボランティア活動の参加を促すとともに、担い手を育成します。

行政の役割

- ボランティア活動の情報発信、相談窓口の更なる周知を図り、ボランティア活動を始める「きっかけづくり」に取り組みます。
- 市内におけるボランティア活動の状況を広く住民に周知し、参加者の掘り起こしや活動の幅を広げる支援をします。



取り組み内容

① 講演会、活動発表、事例報告会の開催など住民に対する周知・啓発

住民 地域・団体等 社協 行政

- 「地域と市民活動フェスタ（オール日向祭）」等のイベントにおいて、さまざまな市民活動団体の活動発表や事例報告等の機会を設け、市民活動団体やボランティア活動を行う市内NPOの活動状況を紹介するとともに、その意義や必要性について啓発を行います。

② ボランティア活動の参加促進と担い手の育成

社協 行政

- 「ボランティア・市民活動センター※」や「市民活動支援センター※」の周知を図るとともに、登録団体の交流機会の創出や講座の開催を通して登録団体の育成、利用促進を図ります。
- ボランティア情報の「受け入れ」「発信」を行うとともに、ボランティア活動や市民活動への参加を希望する住民に対しての相談や体験の機会を提供するとともに、担い手となる団体の立ち上げ支援を行います。
- 「県下一斉ボランティアの日」などを通して、市民活動団体やボランティア活動を行う住民の活動意欲の向上を図ります。

用語 解説

ボランティア・市民活動センター：「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進すること」を使命とし、“地域で地域住民が地域住民を相互に支える仕組み”をつくるため、社会福祉協議会が設置している。ボランティア活動を行う個人・団体に対して活動の相談や調整、手続等の支援をしている。

市民活動支援センター：住民が自主的に取り組む「地域づくり活動」「ボランティア活動」などの活動を行っている団体や個人、興味のある住民の活動の拠点となる施設。研修や講座の開催、活動の場の提供情報の発信等を行っている。



1-(2)-④ 障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり

現状と課題

- 知識不足や誤解から生じる障がいに対する偏見は、未だに解消されているとは言えません。障がいのある人が、障がいの有無に関わらず、身近な地域で共に生きる社会を実現するために、一人ひとりが差別や偏見といった心の障壁を取り除き、障がいや障がいのある人に対する正しい理解や認識、関心を深めていくことが必要です。
- 「日向市手話言語条例」を施行し、手話を「言語」として明確に位置づけ、すべての住民が円滑な意思疎通のできる暮らしやすい地域社会の構築を目指して、手話の理解促進と普及をはじめ、手話を使用しやすい環境づくりを推進しています。
- 令和3(2021)年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が改正され、これまで努力義務とされてきた事業者による合理的配慮が義務化されました。このような差別解消のための法改正を含む人権擁護と差別解消の取り組みについて、広く情報提供・啓発していくことが求められています。

取り組み方針

住民の役割

- 障がいのある人もない人も、互いの個性を尊重しあい、思いやりの心を大切にしましょう。
- 「心のバリアフリー化」のため、障がいについて正しく理解しましょう。

地域・団体等の役割

- 障がいの有無に関わらず、地域内の活動やイベントなどに誰もが参加できるようにしましょう。
- 地域の人材を生かしながら、誰もが支え合える関係づくりを進めましょう。

社会福祉協議会の役割

- 地域における障がいのある人の生活課題の把握に努め、対応・支援に係機関と連携しながら取り組みます。
- 福祉教育の場において、障がいのある人についての理解を深める機会を設けます。

行政の役割

- 障害者差別解消法などに基づき、障がいのある人への正しい理解と合理的配慮への取り組みについて周知を図ります。
- 手話の理解促進・普及の推進、手話を使用しやすい環境の構築により、ろう者が安心して意思の疎通ができる社会づくりを進めます。



① 啓発・学習 地域・団体等 社協 行政

- 障がいに関する正しい知識について、広報ひゅうがやホームページ、フェイスブックへの掲載、市が主催する大会等でのチラシ配布に加え、更に理解を深めるために、「FMひゅうが」などのメディアを活用した啓発を行います。
- 市政出前講座を地域で開催し、住民へ合理的配慮についての理解を広げるとともに、地域において当事者及び関係者の話を聞く会などを開催し、学習を行います。また、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民が障がいを正しく理解する研修機会を設けます。
- 手話奉仕員養成講座や市民手話講習会を通じて、多くの住民が「手話」に接する機会の醸成をさらに進めます。

② 交流の促進 地域・団体等 社協 行政

- 地域の行事に誰もが参加できるよう呼びかけたり、施設や病院の行事に参加したりして交流を深めます。
- 「日向市ふれあいフェスタ」をはじめとした、障がいの有無に関わらず交流ができるイベントの開催や小中学校の児童生徒と障がいのある人とのふれあいの場を設けます。
- 障がいの有無に関わらずさまざまな住民の交流の場として、日向市障がい者センター「あいとぴあ」の活用を促進します。

③ 地域の連携 地域・団体等 社協

- 障がいの有無を問わず、地域の課題を解決するために、区長や民生委員・児童委員、福祉・ボランティア団体等との連携を深めます。
- 地域における障がいのある人への理解を深め、障がいのある人もない人も尊重され、自分らしく生きることができる環境づくりを進めます。

④ 当事者による情報発信 住民 地域・団体等

- 障がいのある人も、普段から地域とのコミュニケーションを大切にします。
- 当事者やその関係者自らが情報を発信して、障がいに対する理解を促すことに努めます。

基本目標1 一人ひとりが福祉の心を持ったまち 目標値一覧

1- (1) まず「我が事」の理解からはじめよう

主な指標	現状（令和3(2021)年度）	目標（令和9(2027)年度）
青少年相談室への相談件数	7件	14件
福祉教育実施回数	71回	78回
大腸がん検診受診率	8.1%	
特定健診受診率	33.8%	
ゲートキーパー養成講座実施回数・受講者数	年2回 81人	年3回 150人以上

1- (2) 「お互い様」のつながりをつくろう

主な指標	現状（令和3(2021)年度）	目標（令和9(2027)年度）
ふれあいいきいきサロン	62か所	70か所
ボランティア養成講座	年7回	年7回
ボランティア団体登録数	43団体	55団体
市民活動支援センターの利用者数	1,652人	3,980人
障がい者センター利用者数	5,676人	14,000人
日向市手話奉仕員養成講座の修了者数	コロナ禍による 開講数減のため修了延期	20人



基本目標 2

助け合い 支え合い いつまでも安全・安心なまち

2- (1)

助け合いと支え合いの組織づくり

地域には、地域の自治会(区)や保健・医療福祉、ボランティアなどの地域を構成する各種団体などさまざまな組織があります。これらの組織は、地域における身近な福祉の担い手であり、行政や公的サービスだけに頼らない地域の中で支え合う仕組みのなかで重要な役割を果たします。

地域で活動するさまざまな組織がこれからも意欲的・自発的に活動を展開し、新たな活動にも挑戦できるよう、担い手不足の解消や組織同士のつながりの関係構築、そして新たな組織の立ち上げにも取り組んでいく必要があります。

関連するSDGs



2-(1)-① 地域で助け合い支え合い、福祉力を高める組織づくり

現状と課題

- 生活環境が豊かになる一方で、家庭環境の変化や人間関係の希薄化に伴い、近所付き合いの必要性への意識が薄れてきています。その結果、地域で支え合う関係を築くことができず、いざ困りごとが生じたときに身近な人の協力で解決する力が低下していることが考えられます。
- 少子高齢化と核家族化に加え、障がいのある人も増加傾向にあり、要援護世帯の見守りや子育て世帯への支援などのニーズが高まっているだけでなく、引きこもりや孤独・孤立といった課題に気づきづらいケースも生じています。

取り組み方針

住民の役割

- 地域にはどんな団体や組織があるのか、関心を持ちましょう。
- 日常の困りごとは隣近所で解決できないか検討し、難しい場合は地域の団体・組織、行政や社会福祉協議会に相談しましょう。

地域・団体等の役割

- 地域での見守りを実施し、誰もが安心して暮らすことのできる地域をつくりましょう。
- 地域で活動する他の団体との情報共有をすすめ、協力できる関係性を築きましょう。

社会福祉協議会の役割

- 住民が主体的に地域生活課題を我が事として捉え、地域活動に参画していくように、自治会(区)に対し、地域福祉部設置等についての働きかけを行います。
- 既存の組織や団体等とも連携し、地域福祉を推進する取り組みを行います。

行政の役割

- 地域が連携した、一人ひとりを大切にする支え合いの仕組みづくりを支援します。
- 地域を構成するさまざまな地域内の多様な団体による支え合いの仕組みづくりを支援します。



取り組み内容

① 地域福祉を推進する機関・団体との連携強化と課題整理

住民 地域・団体等 社協 行政

- 「地域福祉コーディネーター」や「生活支援コーディネーター」が中心となり、地域住民のボランティアである「地域福祉センター養成講座」や「生活支援センター養成講座」を実施し、地域での助け合い・支え合いとなる担い手として活躍する人材育成に努めます。
- 各地区のまちづくり協議会と合同での意見交換の場を設け、情報共有を行います。
- 福祉や保健、医療をはじめ、各分野における市全域での既存のネットワークとの情報共有や連携を図ることで、地域福祉と各分野のつながりを強化します。

② 住民主体による助け合いの体制づくり

住民 地域・団体等 社協 行政

- 自治会(区)や民生委員・児童委員等が連携した見守り活動を実施・支援することで、住民の主体的な支え合いの意識の向上や助け合いの体制づくりを進め、安心して暮らすことのできる地域づくりと生きがいづくりの推進を図ります。
- 地域における助け合い体制の基盤として自治会(区)単位を基本とした地域福祉部(地域福祉推進基礎組織)の設置を促進し、運営や活動の支援を行います。また、地域での勉強会や座談会を開催し、地域福祉部をはじめとした組織の活用方法の提案やフォローアップを行います。

③ 民生委員・児童委員の活動推進

社協 行政

- 民生委員・児童委員と関わりの深い地域の組織や団体、関係機関の取り組み状況、相談先について情報を共有することで、地域の身近な相談役として困りごとの相談や見守り活動など積極的な活動ができる環境を作ります。
- 地域での説明会などを通じて民生委員・児童委員の活動の理解と担い手確保に取り組み、自治会(区)全体での協力体制の構築を目指します。

④ NPOなど多様な住民組織の活動支援

住民 地域・団体等 社協 行政

- NPOなどの多様な住民組織が、活動を充実していくよう「市民活動支援センター」をはじめ地域資源を活用しながら、地域内の関係機関との連携強化、手続きや活動に関する相談支援を行います。

2-(1)-② 地域福祉の担い手になろう

現状と課題

- 現在、市内において 45 の自治会(区)が地域福祉部を設置し、地域福祉力向上のための取り組みを主体的に実践しています。今後は、自治会(区)を基本としながらも、地域の実情に合わせた地域福祉部の立ち上げや立ち上げ後のフォローアップが課題となっています。
- 自治会(区)への加入数の減少が大きな課題となっています。
- まちづくり協議会では、地域課題への対応などの取り組みが進められていますが、今後、地域を構成するさまざまな NPO が地域活動に参画できる仕組みづくりを視野に入れながら、新たな地区への協議会設立も推進していく必要があります。

取り組み方針

住民の役割

- 自治会(区)の機能について理解し、地域での活動に協力・支援をしましょう。
- 一人ひとりが地域の担い手という自覚を持ち、自分のできることから活動を始めてみましょう。

地域・団体等の役割

- 行政では対応できないサービスの提供者としての役割を担いながら、地域課題の解決へ向けて取り組みましょう。
- 施設や事業所は取り組みの自己点検を行い、自己改革を進めるとともに、地域との交流を広げましょう。

社会福祉協議会の役割

- 市内の関係機関との連携を強化し、住民主体の福祉活動をサポートする体制を整えます。
- アクティビシニアの活躍の機会として、地域の担い手育成に取り組み、住民主体の地域活動の活性化につなげます。
- 自治会(区)における「地域福祉部」の設置推進と地域福祉活動を担う人材を育成します。

行政の役割

- 自治会(区)への加入促進の取り組みを地域と連携して行います。
- 自治会(区)における「地域福祉部」の設置拡大など活動を支援しながら、地域福祉活動を担う人材を育成します。

取り組み内容

① 自治会(区)加入促進の取り組み

住民

地域・団体等

行政

- 行政、区長公民館長連合会、その他関係機関と連携して自治会(区)への加入促進を図ります。

② 地域福祉部設置や福祉推進員の活動推進

住民

地域・団体等

社協

行政

- 地域福祉部の設置拡大を進めるため、行政と社会福祉協議会が連携して説明会の開催などを進めるとともに、設置された地域福祉部が地域の実情に合わせて活動ができるよう、情報交換の機会や活動事例の提供といったフォローアップを行います。
- 福祉推進員と民生委員・児童委員の活動や情報の連携を強化し、地域に密着した福祉活動を推進します。

③ まちづくり協議会における地域福祉の推進

住民 地域・団体等 社協 行政

- まちづくり協議会が行う健康の推進と福祉の向上を図るための活動が市内全域に広がっていくよう、新たな地区への協議会設立を支援します。

④ 社会福祉法人等の機能強化と地域貢献の推進

住民 地域・団体等 社協 行政

- 施設や事業所における自発的な事業やサービスの質の向上、そして正しい知識の習得のため研修等の受講を促します。また、施設や事業所の取り組み状況を随時把握・点検します。
- 社会福祉法の改正により社会福祉法人は公益性を備えた法人として、地域貢献への期待が高まっています。加盟する施設・事業所の横断的なつながりを構築とともに、課題解決に向けた体制整備として、施設が持つ機能やそこに勤める専門職を活かした取り組みを推進します。

⑤ 関係機関との意見交換

住民 地域・団体等 社協 行政

- まちづくり協議会の情報共有の機会として合同会議を行い、地域課題の解決に向けた意見交換を行います。
- 地域の多様な担い手が課題を共有し、解決に向けて協力して取り組みができるよう、情報共有や交流の機会づくりを進めます。

⑥ 地域の多様な担い手の育成と取り組みの推進

地域・団体等 社協

- 地域福祉サポーターや高齢者の生活支援サポーターの養成講座を開催します。また、養成した地域の担い手が実践活動できるよう、フォローアップを行います。



2- (2)

進めよう 理解と共生・協働で 安全・安心なまちづくり

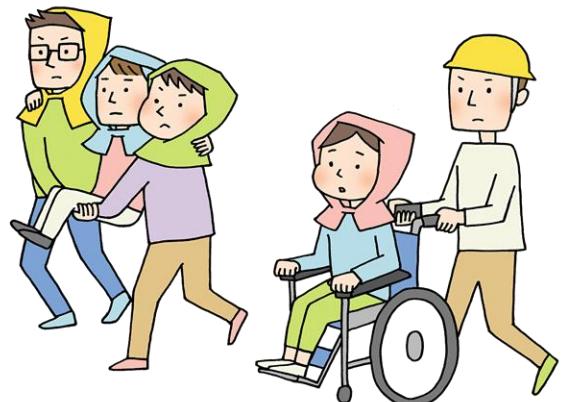
私たちは、地域社会の中で一人では生きていけません。一人ひとりの「ちがい」を認め合い、理解し、ともに助け合って生きています。

「ちがい」を認めるということは、「相手」を認めることであり、言い換えれば相手の人権を尊重することでもあります。人の特性や福祉におけるニーズは一人ひとり異なっています。そのため、基本的なことを正しく理解することは非常に大切です。さまざまな状況にある当事者とともに学ぶ機会を設けるなど、地域住民を啓発していくことも必要な取り組みです。

また、地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政といった地域を構成する多様な主体がそれぞれの活動だけでなく、地域全体の福祉の推進のために参加・協働していくことが重要です。

共に生きる「福祉の心」を持ち、地域の中で社会的な孤立や排除をなくし、誰もが役割を持って、助け合い、支え合いで課題を解決することのできる「安全・安心な地域共生社会」の実現を図っていくことが求められています。

関連するSDGs



2-(2)-① 社会や企業の「共生力」を育てよう

現状と課題

- 労働者の子育て支援や介護を支える仕組みづくりは全国的な課題であり、国や地方自治体が企業・事業所などと連携しながら進めていく必要があります。
- 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの整備により、女性の就労条件は以前に比べ整備されてきましたが、子育てをしながら働くことや、家族の介護をしながら働き続けることが困難であるという現実が残っています。

取り組み方針

住民の役割

- 職場において多様な人が働くことができるよう、配慮や気遣いをしましょう。

地域・団体等の役割

- 企業・事業所は子育てや介護に対する理解を深めるとともに、子育てや介護をしながら働く職場環境の整備に努めましょう。

社会福祉協議会の役割

- 共生力の考えを育む福祉教育を地域や企業に対して開催します。

行政の役割

- 働きやすい環境整備に向け、企業や事業所に対しての情報の発信を行うとともに、講座や会議を開催します。

取り組み内容

① 就業の場の現状と課題の把握と就業環境の整備促進 地域・団体等 行政

- 企業・事業所の代表や当事者、経験者などとの意見交換の場を設け、働きやすい環境整備へ向けた課題などを整理します。また、就業環境の整備についても、その実現に向けて取り組みます。

② 企業に対する研修、啓発の計画的・継続的な実施 地域・団体等 行政

- 企業・事業所に対し、育児休業、介護休業制度、労働時間短縮、フレックスタイム制※やテレワークの導入などについて啓発、研修を行います。また、「くるみん認定※」を受けた企業に対するに対する加点評価等についても広く周知を図り、企業におけるワーク・ライフ・バランス等の推進に努めます。

用語 解説

フレックスタイム制：1ヶ月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働時間はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に設定して働く制度。

くるみん認定：子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）が企業に対して行う認定。企業が次世代育成支援対策推進法に基づいた行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けることができる。

2-(2)-② ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

- 年齢や障がいの有無に関わらず誰もが利用しやすいよう、公共施設のトイレの洋式化を推進しました。
- 社会環境の変化やライフスタイルの多様化などにあわせて、ユニバーサルデザイン※の理念に基づき、年齢や障がいの有無にかかわらず、あらゆる世代に対応し、すべての住民に利用しやすい生活環境の整備が求められています。

取り組み方針

住民の役割

- バリアフリーやユニバーサルデザインについて、理解を深めましょう。
- 心のバリアフリーを意識して、困っている人がいたら手助けをするなど、思いやりの気持ちを持ちましょう。

地域・団体等の役割

- 地域や団体での活動においても、心のバリアフリーの意識を持ちましょう。
- 地域での不便な箇所について把握し、改善が必要な箇所については、関係機関に連絡しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 高齢者や障がいのある人等が、暮らしやすい地域を創っていくために「心のバリアフリー」推進のため福祉教育を推進します。

行政の役割

- ユニバーサルデザインの普及、バリアフリー※化の促進及び移動支援の充実などにより生活環境を整備するとともに、情報提供に努め、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

取り組み内容

① 住民、事業者に対する研修の実施

社 協

行政

- ユニバーサルデザインや「心のバリアフリー」を学ぶ研修などの充実を図り、意識啓発に努めます。

② 公共施設の計画的な整備・改善

行政

- 多くの人が利用する建築物、公園、道路、駐車場の整備・改善においては「宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づくとともに、福祉団体と連携して整備内容を検討するなど誰もが使用しやすい施設整備に取り組みます。

③ 住宅改修等に対する支援の充実

行政

- 障がいのある人や要介護認定者が、住み慣れた自宅での生活が送れるよう住宅改修に関する情報提供に努めるとともに、適切な補助を実施します。

用語

ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設などをデザインすること。

解説

バリアフリー：高齢者や障がいのある人などの自立した日常生活や社会生活の障壁となるものを取り除くこと。

2-(2)-③ 住みよい生活環境の整備

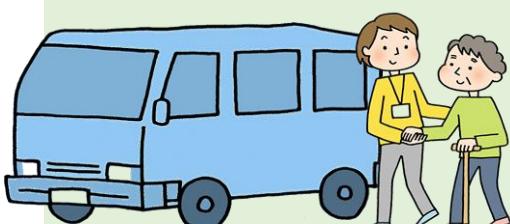
現状と課題

- 生活環境の整備については、行政が主として取り組むことだけではなく、地域の危険個所に対する改善策等については、一番詳しい地域住民のアイデアや活動で改善できる課題も多くあります。
- 公共の建物などには、建築年度が古くバリアフリー化が困難なものも存在します。また、市道等の老朽化により、路面の陥没など通行に支障が生じる事態が発生しています。計画的に整備・維持管理していくためには、大規模改修や修繕、定期点検などが必要となっており、これらを適切に維持管理していくため、施設総量を市の人口や財政状況に見合った数へと抑制しつつ、今後も存続させるべき施設については、計画的に整備を行っていくことが必要です。
- 障がいのある人もない人も共に生きる環境の整備・バリアフリーなまちづくりの推進が求められています。
- 令和4(2022)年に居住支援協議会※を設立し、高齢者や低所得者など、住まいの確保が困難な人を対象に民間賃貸住宅等への円滑な入居促進や生活の支援を行っています。
- 高齢化の進展により、自家用車の移動に不安を抱える高齢者が増加することが予測されるため、自家用車の利用を抑制し、高齢者や障がい者が安心して移動できるよう市民バスなどの地域公共交通を充実させることができます。

取り組み方針

住民の役割	地域・団体等の役割
<ul style="list-style-type: none">●住まいについて、困っていることがあれば、相談窓口を活用しましょう。●周囲の生活環境に関心を持ち、住みよい環境づくりのため、改善や整備に協力しましょう。	<ul style="list-style-type: none">●地域での清掃活動など、誰もが住みよい環境づくりを推進しましょう。●居住支援協議会に参加し、それぞれの役割のもと居住支援の充実に向けて取り組みます。

社会福祉協議会の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">●住み慣れた地域でいつまでも暮らせる地域社会を目指すために、自治会(区)において、地域福祉を推進します。●居住支援協議会に参加し、それぞれの役割のもと居住支援の充実に向けて取り組みます。	<ul style="list-style-type: none">●行政と地域住民がお互いの知恵やアイデアを出し合うことで、より効率的な整備・改善を目指します。●課題やニーズを把握するため、障がい者団体をはじめ各種団体等の意見を聞く機会を設けるなど、当事者参画を促進します。●居住支援協議会の共同事務局として運営と関係団体の連携の円滑化に取り組むとともに、居住支援サービスの充実を図ります。●施設総量の縮小や適切な維持管理、計画的な整備改善に取り組みます。●市民バスの利便性を高めていくほか、路線バス、鉄道など幹線交通との相互連携を図り、誰もが利用しやすい地域公共交通ネットワークの充実を図ります。



取り組み内容

① 住民参加による危険箇所等の点検・計画的整備 地域・団体等 行政

- 障がい当事者や支援者、関係団体の参加による「まちなみ点検※」の実施報告を受け、誰もが住みやすい環境づくりのため、計画的な整備を進めます。

② 市道や橋梁の定期点検の実施 地域・団体等 行政

- 市道や橋梁のパトロールや定期点検を実施し、通行危険箇所の早期発見と早期対応に努めます。

③ 市営住宅の整備と維持管理 行政

- 市営住宅の居住環境の向上や施設の長寿命化を図るため、施設の状況を的確に把握し、適切な維持管理に努めます。
- 快適な居住環境を提供するために、「日向市公営住宅長寿命化計画」に基づく効率的・計画的な施設の改修、改善に努めます。
- 「日向市公営住宅中長期整備計画」に基づき、施設の総量縮小に向けて取り組みます。

④ 住まいの安定した確保 地域・団体等 行政

- 居住支援協議会において、住宅確保要配慮者に関する情報を共有し、関係団体の連携のもと、居住支援サービスの充実に向けて取り組みます。

⑤ 市民バスの維持・強化 地域・団体等 行政

- 市街地エリアを運行する「ぷらっとバス」南部エリアと市街地エリアを結ぶ「南部ぷらっとバス」の路線維持・充実を図るとともに、予約型の「乗合バスとうごう」「乗合バスなんぶ」「乗合タクシーほしま」については、利便性の向上に向けた新たな交通システムの導入を検討します。

用語

まちなみ点検：障がいのある人が行政担当者とまちを歩きながら道路、歩道の状況確認、段差点検、津波時の避難経路によるブロック塀の確認、看板落下物等による危険がないかなど道路確認を行う取り組み。

解説

居住支援協議会：低所得者や高齢者、障がいのある人、子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を必要とする方と賃貸住宅の賃貸人に対して情報の提供や円滑な入居の促進に関して協議を行う組織。

2-(2)-④ 災害時に備えた支援体制の充実

現状と課題

- 大規模災害時には、道路や交通機能の混乱、同時多発する火災などにより、消防や警察などの公的機関が十分に対応できなくなる可能性があります。
- 局地的な集中豪雨により発生する河川の氾濫や土砂災害に対し、事前の危険箇所の把握やあらかじめ避難場所を決めておくといった日ごろからの備えが非常に重要となります。
- 近年、自治会(区)、自主防災組織をはじめ、学校や事業所などでの防災訓練は、コロナ禍で実施できない状況があります。一方で住民の防災に対する関心は高まってきており、地域の防災力向上への積極的な取り組みが進められています。
- 地域に応じて適切な避難行動がとれるよう、自治会(区)における「地区防災計画※」や「避難行動要支援者個別避難計画」の策定を進めていく必要があります。

取り組み方針

住民の役割

- 自主防災組織や地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 日頃から顔の見える関係を構築し、いざという時に助け合えるようにしましょう。
- 災害に備え、食料や水、生活必需品など非常用持出品の準備しておくとともに、避難場所や避難ルートの確認を行いましょう。

地域・団体等の役割

- 自主防災組織の活動を通して、地域の防災意識を強化しましょう。
- 高齢者や障がいのある人及びその支援者となる人にも防災訓練への参加を促すなど、避難行動要支援者対策※の視点を盛り込みましょう。

社会福祉協議会の役割

- 平時より災害に備え、災害ボランティアセンター設置運営訓練等を実施し、地域で活動する災害ボランティアの育成を進めます。
- 災害時に備え、平時から行政、関係機関との連携体制の構築を進めます。
- 住民ボランティアや企業ボランティア等とも平時から連携し、災害時に備えた支援体制の充実を図ります。

行政の役割

- 地域の防災訓練への支援などを通じて、行政や消防、消防団、自治会(区)、自主防災会、家庭、個人それぞれの役割分担を明確にし、連携して対応していきます。
- 避難行動要支援者名簿の共有や情報の更新を図ります。
- 非常時には、防災行政無線やホームページなど、多様な手段を用いることにより、迅速な防災情報、避難情報を発信します。

用語
解説

地区防災計画：地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する計画。

避難行動要支援者対策：災害発生時等に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人の同意のもと要支援者名簿を作成し、警察や消防、自主防災組織、自治会(区)、民生委員・児童委員等に提供することで、避難支援や安否確認等に役立てる取り組み。

取り組み内容

① 地域における防災訓練や防災研修などの開催

住民 地域・団体等 社協 行政

- 自治会(区)や自主防災会、学校、事業所などが主催して実施する防災訓練や防災研修に、行政や消防など関係機関と連携しながら取り組み、要配慮者も考慮した誰もが訓練に参加できる防災活動となるように努めます。
- 訓練を通じて、要配慮者にも対応した避難所の自主的な運営への支援を行います。

② 地域における災害危険個所等の状況把握 **地域・団体等 行政**

- 日向市長公民館長連合会が調査・提出している「災害危険個所等調査の結果」や「防災・減災に関する要望書」の状況を把握し、住民の安全・安心の確保を図るための整備を進めます。
- 防災に関する情報やハザードマップなどは、随時情報を更新します。

③ 地区防災計画の策定 **地域・団体等 行政**

- 地域の地形や特色などを盛り込んだ地区防災計画の策定を進め、地域の防災力向上に努めます。

④ 避難行動要支援者対策の推進 **地域・団体等 行政**

- ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、障がいのある人などを、災害時に地域で支え合う体制づくりを進めるために日向市避難行動要支援者名簿の周知と理解の促進に努めます。
- 同意を得た方については名簿を関係機関で共有し、適切な避難支援体制の構築に努めます。
- 「日向市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、名簿情報の外部提供に同意した方については、地域の特性や実情を踏まえながら、個別避難計画の作成を推進します。

⑤ 多様な情報伝達手段の確保 **社協 行政**

- 非常時における情報伝達のため、市が運用する「防災情報配信サービス」登録の促進のほか、SNSの活用など、多様な手段を用いた情報発信に努めます。

⑥ 災害用備蓄品の整備 **地域・団体等 社協 行政**

- 「日向市備蓄計画」に基づき、食料や飲料水、避難所用資器材などの備蓄を進めます。
- 非常用持出袋の準備や3日分の食料など、各家庭における備蓄の啓発を行います。
- 復興・復旧に必要な備品確保に努めます。

⑦ 防災士の養成と支援 **住民 地域・団体等 社協 行政**

- 地域の防災リーダーを育成するため、防災士養成の支援を行います。

2-(2)-⑤ 孤独にならない、孤立しない関係づくり

現状と課題

- 社会的な孤独・孤立の問題は、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で深刻化しており、全国的に、児童生徒の不登校・自殺が増加傾向にあります。
- 本市においても、閉じこもり傾向になりがちな高齢者が今後も増加していく見込みであることや、親子のふれあいの機会が不足している世帯がみられることから、誰もが孤独・孤立となってしまうリスクがあるといえます。
- 児童生徒については、学校と連携した居場所づくりや相談等の支援が、孤立リスクの高いひとり暮らし高齢者や産後間もない子育て世帯に対しては、見守りや訪問による支援が必要です。

取り組み方針

住民の役割	地域・団体等の役割
<ul style="list-style-type: none">●悩みごとは一人で抱え込まず、周囲の人や相談窓口に相談しましょう。●スポーツや趣味活動など、生きがいにつながる活動に積極的に参加しましょう。また、地域の人に身近に相談できるような関係づくりに努めましょう。	<ul style="list-style-type: none">●子どもが居る世帯やひとり親世帯、ひとり暮らし高齢者世帯が孤立しないよう、見守り体制の充実に努めましょう。
社会福祉協議会の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none">●当事者やその家族に対し相談窓口を周知するとともに、必要に応じてアウトリーチ*による実態把握を行います。●同じ悩みを抱えている人同士が交流できる場の充実を図ります。●社会的な孤立を防ぐための環境づくりに向けて、地域との連携を図り、全市的な視野から早期発見・早期対応のネットワーク構築に努めます。	<ul style="list-style-type: none">●趣味の講座やスポーツのような生きがいにつながる居場所の提供に努めます。●孤立・孤独を感じている人に対し、相談や悩みを受け入れる体制を構築します。●不登校の児童生徒や、ひとり暮らし高齢者、また産後間もない子育て世帯等、特に孤立リスクの高い方に対し、関係機関と連携した見守り活動やアウトリーチを含めた相談支援、また多様な居場所づくり等により孤立防止に努めます。

用語
解説

アウトリーチ：自発的に援助を求めてこない利用者に対するアプローチの方法で、専門職員などが地域に積極的に出て利用者と対面し潜在的なニーズを表に出せるよう援助していくこと。

取り組み内容

① 相談支援の充実 地域・団体等 社協 行政

- 関係機関と連携し、ひきこもりや窓口に訪れることが困難な人、支援が必要でも声をあげられない人にも対応できるよう、さまざまな内容を受け止める相談窓口体制の整備に努めます。

② 子育て世帯の孤独・孤立対策の推進 地域・団体等 社協 行政

- 「こんにちは赤ちゃん訪問」等の実施を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや保護者の状況を早期に把握します。
- 子育て期の保護者に、親子グループや子育てサークルなどへの参加を促します。
- NPOなどが実施している「子ども食堂※」をはじめとした、地域における子どもとその親（保護者）の居場所に関する情報を、支援を必要としている子育て世帯に向け発信します。

③ 児童生徒への孤独・孤立対策の推進 地域・団体等 社協 行政

- 心理的要因等により長期間学校に登校できない状態または不登校傾向の状態にある児童生徒に対し、状況に応じた適切な相談、指導及び援助を行います。
- 児童生徒や保護者が心や身体の悩み、児童生徒間の人間関係や不登校等の問題を気軽に相談できるよう、スクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※による相談支援に取り組みます。

④ 高齢者の孤独・孤立対策の推進 地域・団体等 社協 行政

- 各種イベントやセミナーの開催、住民が自由に集える場の提供等、地域につながりを持てる機会を増やすことで、高齢者が自らの生きがいと役割を見出せる地域づくりを進めます。

⑤ 介護者などの孤立化の予防 地域・団体等 社協 行政

- 高齢者の介護者には、家族介護者教室開催事業※などへの参加を促し、仲間づくりを促進して孤立化の予防を図ります。また、障がいのある人の養護者の負担を軽減するために、必要な福祉サービスの利用促進や地域における支援ネットワークの構築に努めます。

用語

子ども食堂：さまざまな理由により家庭で満足な食事をとることが難しい子どもたちに、あたたかい食事や居場所を提供する活動。

解説

スクールカウンセラー：教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境に関する問題に対処するため児童相談所と連携したり、教員を支援する福祉の専門家。

家族介護者教室開催事業：高齢者を介護している家族や介護に関心のある住民等を対象に、介護方法や介護予防を目的とした地域支援事業に関する知識、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための研修などをを行う事業。

■ 基本目標2 助け合い 支え合い いつまでも安全・安心なまち 目標値一覧

2-（1）助け合いと支え合いの組織づくり 目標値一覧

主な指標	現状（令和3(2021)年度）	目標（令和9(2027)年度）
自治会(区)加入率	64.4%	67.1%
「地域福祉部」を各自治会(区)に設置	46 区	56 区
まちづくり協議会の設置数	4 地区	6 地区

2-（2）進めよう 理解と共生・協働で安全・安心なまちづくり

主な指標	現状（令和3(2021)年度）	目標（令和9(2027)年度）
企業・事業所との意見交換	2回	
長寿命化計画に掲げた公営住宅の改善戸数	118 戸	
居住支援協議会の支援によるマッチング件数	令和3年度 0件	令和9年度 6件
市民バスの年間利用者数	64,038 人	81,100 人
地域防災訓練などへの年間参加者数	11,760 人	
地区防災計画の策定（累計）	4 地区	



基本目標3

福祉サービスの維持・向上で自分らしく暮らせるまち

3- (1)

広げよう連携交流 構築しようネットワーク

近年の社会の変化に伴って、地域福祉を取り巻く環境は著しく変化してきており、住民一人ひとりが抱える生活課題は、福祉だけでなく医療や保健などさまざまな分野にまたがるものへと複雑化・多様化しています。誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、困りごとが生じたときにいつでも気軽に相談できる体制が整備されていることが重要です。

福祉の分野では、高齢者福祉を中心とした「地域包括ケアシステム」や生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」のほか、地域に関わる包括的かつ重層的な支え合いの関係づくりを目指す「重層的支援体制」の構築にむけた取り組みなど、ネットワークづくりが推進されています。今後は包括的な支援体制を構築していくために、各種制度やサービスの種類、住民・各種関係団体・地域・社会福祉協議会・行政など実施主体の枠を超えて、お互いがつながり合うネットワークが必要です。

地域に暮らす一人ひとりの困りごとが適切な支援につながるために、そして地域における福祉活動の促進のためにも、住民が抱える問題を起点として専門分野や縦の組織関係などを越えた横の連携を強め、情報の共有をさらに広げていくことが求められています。

関連するSDGs



3-(1)-① 地域包括ケアシステムの構築から深化・推進へ

現状と課題

- 高齢者が増加し続ける中、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するため、また、認知症になっても地域で支え合うことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図る必要があります。
- 年齢が上がるにつれ、外出をためらい閉じこもりがちになる傾向が顕著になっています。高齢者一人ひとりが地域でつながりをもちながら生活していくためには、少子高齢化や核家族化などによる住民同士の関係の希薄化を解消し、地域の支え合い機能を強化していく必要があります。
- 少子高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増加しています。これらの世帯に対する地域での見守り支援が求められています。
- 8050問題やダブルケアなど、家庭の課題が複合化し、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは、適切な解決策を講じることが難しいケースも出てきています。高齢者福祉分野だけではなく、福祉に関係する各課の連携や関係団体とのより強く、広いネットワークの構築が必要です。

取り組み方針

住民の役割

- 高齢者福祉サービスや介護保険サービスについての情報を収集し、適切に利用しましょう。

地域・団体等の役割

- 地域全体で高齢者や障がいのある人などを支える取り組みについて、検討しましょう。
- 百歳体操などの運動を実施し、地域ぐるみでの健康づくりに取り組みましょう。

社会福祉協議会の役割

- 高齢者福祉分野における社会福祉協議会の役割や活動内容について周知します。
- 社協だよりやホームページ等で、活動やサービスの内容について分かりやすく周知を図ります。
- サービスに関する相談については、情報提供のみにとどまることなく、適切なサービス利用につながるよう配慮します。
- 多機関・多職種の、分野を超えたつながりの構築を推進します。
- 地域の福祉力を高める取り組みを通じて、高齢者をみんなで支える地域づくりを推進します。
- 住民主体の通いの場(百歳体操等)の活動が、市内全域に広げられるよう取り組みます。
- 介護予防などの情報を発信し、住民一人ひとりの健康意識の向上に取り組みます。

行政の役割

- 介護状態の重度化防止の取り組みや介護予防事業、地域での介護予防活動の充実を図ります。
- 医療と介護の連携によるサポート体制の整備や専門職による的確な対応など支援体制の充実を図ります。
- 認知症に関する啓発活動や生活支援体制の充実を図っていきます。
- 高齢者の支援を地域で包括的に確保する「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進させ、障がいのある人、子ども、生活困窮者の支援へと広げ、全世代型の包括的な支援体制づくりを目指します。



取り組み内容

① 地域ケア個別会議の深化・推進 地域・団体等 社協 行政

- 地域ケア個別会議の更なる深化・推進を図り、医療と介護の連携による生活の質の維持向上、自立支援・要介護度の重度化防止・維持・改善及び専門職のスキル向上を目指します。

② 圈域別地域ケア会議の充実 地域・団体等 社協 行政

- 圈域別地域ケア会議の充実を図り、地域の困りごとを把握し、地域の力で解決に向けた検討を行います。

③ 高齢者福祉サービスの充実 地域・団体等 行政

- 重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう医療・介護サービスの充実に努めます。
- 介護状態になっても自立、維持、悪化の防止ができるよう、自立支援型介護サービスの充実に努めます。
- 介護状態にならないよう、介護予防サービスの充実に努めます。
- 認知症の人の容態に応じた適切な医療、介護サービスの提供体制の整備に努めます。

④ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 地域・団体等 行政

- 高齢者を対象として、地域の抱える課題を特定することなどを目的として実施します。

⑤ 高齢者を地域の力で支える仕組みづくり 地域・団体等 社協 行政

- 高齢者個人や地域の困りごとを受け止め、解決を図るために、生活支援コーディネーター制度の充実を図ります。
- 高齢者クラブ、地域住民、ボランティアなどのNPOによる高齢者の支援体制の整備を図ります。
- 地域における高齢者への充実を図るため、生活支援サポーターの養成を実施します。
- 住民主体の通いの場である百歳体操を広める等、さまざまなアプローチで介護予防の推進に努めます。

⑥ 認知症の方に対するサポート体制の充実 地域・団体等 社協 行政

- 認知症の人やその家族に対するサポート体制の充実を図るため、認知症初期集中支援チームの充実を図ります。
- 認知症に対する正しい理解を進めるために、認知症事業である「認知症図書館」や「認知症カフェ」「認知症にやさしいお店♡事業所」等の取り組みの周知を行うとともに、地域住民等の利用につなげていきます。
- 認知症のある人を地域の力で支えるため、認知症サポーターの養成・充実を図ります。

⑦ 全世代型地域包括ケアの仕組みづくり 地域・団体等 社協 行政

- 高齢者だけでなく、障がいのある人や子ども、生活困窮等の複合化した課題を丸ごと受け止められるように、医療・介護・福祉等の多分野の専門職や団体等と連携を図りながら、全世代型の地域包括ケアの仕組みづくりを行います。

3-(1)-② 相談支援体制の構築

現状と課題

- 少子高齢化や地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が著しく変化し、住民の抱える福祉ニーズが複雑化・多様化してきています。介護や子育て、障がい、生活困窮、ひきこもりなど複合的な課題を抱える世帯が増加しています。
- 高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」や生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」など、制度ごとのネットワークづくりが推進されてきています。各分野で構築されているネットワークを全世代・全対象へ広げ、すべての人が暮らしの中で困ったときに、問題をいつでも気軽に相談できる体制の整備が求められています。
- 医療、保健、福祉、教育、その他関係する専門機関のお互いの専門性を超えた異分野間の連携体制の充実が求められています。
- 地域住民の安全・安心な生活を丸ごと受け止めるために、地域に密着した活動に取り組んでいる民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターや自治会（区）などの組織の連携・協力が不可欠となっています。

取り組み方針

住民の役割

- 悩みを家族や個人で抱え込まず、相談機関を利用しましょう。
- 「福祉の支援を受けたい」「福祉の制度のことを知りたい」「新しい福祉の課題や解決策について相談したい」等、困ったときや情報が欲しいときは進んで相談窓口を活用しましょう。

地域・団体等の役割

- 福祉のことで相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわからない人に相談窓口を教えましょう。

社会福祉協議会の役割

- 重層的支援体制整備事業として、既存の包括的相談支援事業所からの相談に応じ、分野ごとの連携の仕組みだけでは対応できない課題に対し、関係機関とともに解決を目指します。
- 相談支援体制の充実を図りながら、地域住民・地域関係者へも課題を提起し、地域力で解決できる体制整備にも取り組みます。

行政の役割

- 困りごとを抱えた住民が困りごとの軽減や解決を図ることができるよう、各種相談窓口の機能強化を図るとともに、関係部署や関係機関との連携を強化します。
- 障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもに対し、学校や療育機関、医療機関等の多機関が連携し、ライフステージに応じた適切な支援に取り組みます。

取り組み内容

① 相談機関のネットワークづくり 住民 地域・団体等 社協 行政

- 子育て世帯、高齢者、障がいのある人、生活困窮者などが抱える全世代の複合的な課題に対応するため、福祉に関する相談が一元的にできる体制について検討します。
- 行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、障がい者相談支援事業所、自立相談支援機関等のあらゆる機関や団体がそれぞれの役割分担を整理し、ネットワーク化を図ります。
- 民生委員・児童委員や地域福祉部と連携し、地域において困りごとを抱えている世帯が見受けられる場合には、アウトリーチ型の支援を行います。

② 各種相談窓口の周知 地域・団体等 社協 行政

- 広報ひゅうがや社協だよりのほか、ホームページ、自治会(区)、関係機関の情報誌などで、各種相談窓口の周知を図ります。

③ 職員や各種相談員の資質向上 社協 行政

- さまざまな相談に必要な技術や知識を習得するため、職員や各種相談員の資質向上に努め、組織内の連携、関係機関及び専門的な相談機関との連携を強化します。



3-(1)-③ 包括的支援体制の整備・充実

現状と課題

- 介護、子育て、障がい、病気等に加え、住まい、就労を含む活躍の場の確保、家計、教育、そして孤独・孤立など複雑化・多様化した課題を抱え、従来の福祉サービスの枠組みを越える支援が必要な人が増えています。
- 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができますように、誰もが生活全般に関する問題をいつでも気軽に相談できる体制、福祉サービスを本当に必要としている人に、必要なサービスを提供することができる環境の整備が重要になっています。
- 複雑化・多様化する生活課題、福祉課題に対応するために、地域生活課題を包括的に受け止め、多機関の協働・連携強化を図り、包括的に対応・支援できる体制づくりが必要になっています。
- 介護、障がい、子育てといった分野別ではなく、行政、社会福祉協議会、地域の団体や機関、事業所、そして住民一人ひとりが互いにつながり合い、支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」をさらに推進していく必要があります。

取り組み方針

住民の役割

- 困りごとや課題への対応のため、いざという時の相談先を把握しましょう。

地域・団体等の役割

- 地域福祉に関わる団体などは、それぞれの社会的な役割を十分に果たすとともに、団体間の連携強化に努めましょう。
- 支援が必要な人たちに密着した福祉活動を展開するため、地域の課題について協議し、その地域の自治会(区)や関係する個人や団体、機関との連携を図りながら「地域のネットワーク」を構築しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 多職種・多専門職が連携し地域の課題や支援体制について協議できる場を設けます。
- 地域での支援体制構築のため地域で活動する団体を支援します。
- 制度の狭間にある生活や福祉の課題を抱えた方に寄り添い、支援します。

行政の役割

- 課題を包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐことができるよう、医療、保健、福祉、教育などの多職種・多専門職が分野を越えた横断的な連携体制を構築します。
- 地域の生活課題や福祉ニーズは、地域によって異なることから、地域に合った支え合いの仕組みづくりを検討します。

取り組み内容

① 医療・介護・福祉など異分野・多専門職の連携強化 地域・団体等 社協 行政

- 効率的・効果的な支援体制を図るため、医療、介護、福祉等をはじめとした異分野、多専門職の連携体制の充実を図るとともに、連携効率化を目的にICTの導入・充実を図ります。

② 地域で丸ごとサポートする仕組みづくり 住民 地域・団体等 社協 行政

- 地域住民、企業、NPO法人などとそれを支える行政、社会福祉協議会と協働による地域づくりを進めていきます。
- 子どもや高齢者、障がいのある人、生活困窮者、ひきこもり、外国にルーツのある人、LGBTQ、犯罪から立ち直ろうとする人などさまざまな事情により支援を必要とする人を早期に発見し、支援につなげる見守り体制の充実を図るために、声かけやあいさつ運動など日常的な見守りを含めた地域のネットワークづくりを推進します。
- 地域における福祉の担い手が、情報共有や知識・技術の習得ができる機会を設けます。
- 社会福祉協議会に相談支援包括化推進員※、地域力強化推進コーディネーター※、地区担当職員を配置し、個別支援と地域づくりの包括的支援体制を構築します。

③ 関係機関との連携強化 地域・団体等 社協 行政

- 「住民に身近な圏域」において、多種多様で、複合的な生活課題や福祉課題の相談に対応するために、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自立相談支援機関、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政などに設置されているさまざまな相談支援機関の横断的な連携強化を図ります。

④ 包括的支援体制の整備 地域・団体等 社協 行政

- 民間企業やNPOなどが行っている福祉活動や、地域住民による支え合い、公的支援などが連携し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の整備を図ることで、子どもや高齢者、障がいのある人、子育て世帯など、誰もが適切な支援を受けられるよう努めます。
- 専門機関における支援体制の充実や各種機関、事業所などとの相互連携強化を図りながら、支援が必要な人へ、適切なサービス提供ができる仕組みづくりに努めます。

用語
解説

相談支援包括化推進員：分野ごとの相談支援機関では対応できないひきこもりやヤングケアラーなど、制度の狭間の問題を抱えた相談ごとに対し、各種相談支援機関や地域の担い手とのつなぎ役として機能する人材。課題に応じた支援方針ができるよう調整を行うなど、包括的な相談支援体制の構築を行う。

地域力強化推進コーディネーター：日向市全域を担当とし、地域福祉コーディネーターの活動のまとめ役を担う。把握した課題に対し、より幅広い範囲での連携が必要なケースや複雑化した課題の解決に向け、連携体制の構築や支援方針の検討を行う。

3- (2)

地域の課題を解決する体制強化

福祉分野においては、ニーズの多様化によってさまざまな分野で、さまざまなサービスが生まれています。

しかし、サービスが充実されていく一方で、サービスの多様化により支援を必要とした際にどんなサービスがあるのか、どのように組み合わせればよいのかがわからなくなるといった「わかりづらさ」という課題が生じています。また、公的な福祉サービスは、全国共通の基準で決められており、一定の条件に該当する場合のみに提供されることとなっており、それを満たしていない場合、個人の特殊な事情があっても、必要なサービスを受けられないケースも生じています。

さらに、近年では、希望するサービスが受けられない、さまざまな制約でサービスが提供できないといった「制度の狭間」「地域間の格差」といわれるケースをはじめ、複雑化・多様化する生活支援ニーズへの対応は、既存の制度だけでは対応しきれないことが増えています。

今後は、サービスを受ける条件の緩和や提供内容の充実・改変など、的確な福祉ニーズの把握に基づく対応が求められます。また、既存の制度を見直し、その狭間を埋めるため行政や社会福祉協議会が中心となって専門機関や関係団体と連携し、検討していく必要があります。そして地域の課題やニーズを捉え、必要な福祉サービスや支え合い活動を地域に密着してコーディネートできる仕組みとして、相談窓口の連携強化や相談支援体制の充実も必要となります。住民、関係機関、行政が一体となって福祉サービスの不十分なものは充実を図り、不足すれば補い、必要なものは作りだしていくという積極性が求められています。

関連するSDGs



3-(2)-① 伝わる・広がる情報の発信

現状と課題

- 介護保険サービスや障がい福祉サービスなど、公的サービスや支援の制度は、充実が進む一方で内容の複雑化や制度自体がわかりづらいといった現状があります。
- 情報を発信する際には、サービスや支援を必要としている人に、正しく、わかりやすく伝わるよう配慮が必要です。
- ほかの地域で活動している団体などの活動事例を共有することで、活動に幅を持たせたり、新たな取り組みを始めたりといった自発的な活動促進につなげていく必要があります。

取り組み方針

住民の役割

- 市や社会福祉協議会、関係機関や団体が発信する情報を得て、積極的に活用しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 社協だよりをはじめとした、社会福祉協議会が発行するリーフレットや情報誌において、地域で活動する団体や福祉サービス、福祉に関する啓発など広く情報を発信します。

地域・団体等の役割

- 日頃から地域で、福祉サービスについて情報交換をしましょう。
- 地域や団体での取り組みを発信しましょう。

行政の役割

- 高齢者や障がいのある人等が、情報の入手しづらさによって社会的・経済的格差を生じることのないよう、情報提供体制の構築を進めます。

取り組み内容

① 公的サービスのわかりやすい情報提供

地域・団体等

社協

行政

- 介護保険・障がい福祉サービスは、内容が複雑化しているため、事業説明会や出前講座等の開催やパンフレットの配布などわかりやすい情報提供を検討し、制度への理解・利用を促進します。
- 福祉に関する幅広い情報を発信し、周知啓発と意識の醸成に努めます。

② 住民主体の活動の情報発信

住民

地域・団体等

社協

行政

- 地域において積極的に活動している地域福祉部やまちづくり協議会、民生委員・児童委員などの活動状況を発信し、活動の活発化や活動内容の幅を広げます。

③ 情報バリアフリーの推進

社協

行政

- 広報ひゅうがや社協だよりなどの点訳や音訳など、情報を入手するうえで障壁となるさまざま条件に対応できる情報提供体制の構築「情報バリアフリー」を進めます。

3-(2)-② 利用しやすいサービス提供体制の整備

現状と課題

- 福祉サービスが複雑化・多様化してきたことにより、サービス内容が分かりづらく、サービス自体を知らない人がでてきています。
- 支援が必要な人が、適切なサービスを受けられるように、寄り添った相談・支援体制が求められています。
- 介護保険サービス関係の申請は、窓口での受付が基本となっていますが、ＩＣＴを活用した手続のオンライン化を進めることができます。

取り組み方針

住民の役割

- 福祉に関する制度やサービスに关心を持ち、適切に利用しましょう。
- サービス内容で気になることがあれば、行政や社会福祉協議会に相談しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 福祉サービスの向上と効率化のため、研修の開催や活動支援を充実させます。
- 地域の社会資源を活用した福祉サービスの提供に努めます。
- 総合相談窓口を設置し、さまざまな相談に対応します。

地域・団体等の役割

- 公的サービスを補う住民主体の支援について、できることはないか検討してみましょう。

行政の役割

- 既存の福祉サービスや制度について周知を図り、必要に応じて見直しを行いながら充実に努めます。
- 介護保険サービス、障がい福祉サービスの質を確保しつつ、サービスを総合的に提供できるよう体制の整備を進めます。

取り組み内容

① 介護保険・障がい福祉サービスの支援方法の検討

地域・団体等

社協

行政

- 介護保険サービス、障がい福祉サービスの内容や対象外となるケースについて、当事者組織との協議や住民の意見・要望などを基にその支援方法を検討します。

② 共生型サービスの推進（分野横断的な福祉サービス等の展開）

行政

- 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、介護、障がい、子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型サービスの提供、高齢者と障がいのある人が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの推進に向けて検討します。

③ 介護保険サービスの手続のオンライン化

行政

- 利用者の利便性を向上するため、申請窓口を拡充し、マイナポータルの「ぴったりサービス」等を活用した手続のオンライン化に着手します。

④ 包括的サービス・拠点づくりの実践（草の根の広報活動）

社協

行政

- 各分野における複雑・多様化したケース解決のため、地域での研修会・検討会の開催に努めます。

3-(2)-③ 制度の狭間をつくりない各種サービスの創設・充実

現状と課題

- さまざまな事情により公的な福祉制度だけでは、その給付条件を満たさないがゆえに必要なサービスを受けることができず、不便な生活を余儀なくされている人がいます。既存のサービスを見直すとともに、制度の狭間を埋めるサービスをみんなで考え、作り出していくことも必要です。

取り組み方針

住民の役割

- 家族や身近な地域の中で悩んでる人がいたら、相談窓口の利用へつなげたり、気になることがあれば、自ら相談したりしましょう。

地域・団体等の役割

- 悩みや課題に対して声をあげられないケースもあるため、日頃から声を掛け合うなど、地域の見守りを推進しましょう。
- 地域や関係機関と協議し住民主体による新たなサービスの在り方を検討しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 地域や関係機関等との連携を強化し、情報を幅広く収集することで、複合的な課題を抱える人の早期発見・早期対応に取り組みます。
- 既存の地域の活動や社会資源を活用し、制度の狭間にある福祉課題の解決を目指します。
- 適切な取り組みがない場合は、地域や関係機関と協議し住民主体による新たなサービスの創設を推進します。

行政の役割

- NPOや地域ボランティア、隣近所の助け合いのような地域住民によるきめの細かい福祉活動を支援します。
- 既存のサービスの提供について見直しを行うとともに、新たなサービスについて検討を行います。

取り組み内容

① 地域における福祉活動の推進 地域・団体等 社協

- ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人など、支援を必要とする世帯に対し、見守りや訪問活動など、地域ぐるみの取り組みを充実させます。また、地域課題を話し合う場を設け、課題の解決を図ります。
- 地域の中で孤立しがちな支援を必要とする世帯に対して、かかりつけ病院や連絡先等の必要な情報を記載した「安心カード」の配布を行うなど、地域における見守り体制を強化します。

② NPO やボランティアなどの育成支援 地域・団体等 社協 行政

- 公共サービスだけでなく、多様な福祉サービスや事業を継続的・安定的に実施していくためにも、行政だけではなくNPOやボランティアなどが主体となった事業展開を促進するための支援を行います。

③ 幅広い層への福祉教育の推進（福祉・ボランティア講座、体験事業の開催） 社協

- 普段触れる機会の少ない「福祉」に関する講座や体験事業を、学校や地域、企業など幅広い層に向けて実施します。

④ 移動支援サービスの提供 地域・団体等 社協 行政

- 免許を返納した人や障がいのある人が必要に応じて移動することができるよう、移動支援サービスの提供を行うとともに、現在行われている移動支援の在り方の検討や、新たなボランティア等での移動支援体制の構築に努めます。

3-(2)-④ 専門的人材の育成・確保

現状と課題

- 障がいのある乳幼児等が早い段階で療育等につながる適切なアドバイス、高齢者や障害のある人などへの適切な支援が求められています。
- 福祉サービスの質を上げるため、豊富な知識と経験を持ったスペシャリストの育成・確保が急務です。
- 適切な支援を行うため、さまざまな相談やケアをする人の資質の向上も重要です。

取り組み方針

住民の役割

- 福祉に関する関心や、正しい知識を身につけ、地域で活躍できるよう、研修や資格取得の講座等へ参加しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 地域福祉を推進する担い手の育成に取り組みます。
- 育成した担い手が地域で意欲的に活動できるよう、組織化を進めます。

地域・団体等の役割

- 自分たちの知識や経験を生かして、地域内での支え合う力の向上を図りましょう。

行政の役割

- 福祉に関わる専門的人材の育成、確保はもちろん、地域福祉活動を担う多様な人材を養成していきます。

取り組み内容

① 専門的人材の育成

住民

地域・団体等

社協

行政

- あらゆる福祉ニーズに対応するため、知識と経験を兼ね備えた専門的人材を、福祉、医療、保健、教育など各分野が連携して育成します。

② 専門的知識を持った担当者の育成、確保

地域・団体等

社協

行政

- 必要な相談・情報・支援が得られるよう問題に的確に対応できる、総合的な知識を身に付けた人材を育成するとともに、専門資格を有した職員を採用します。

③ 地域における福祉人財の発掘・育成

地域・団体等

社協

行政

- 地域の中で子育ての終わった人や在宅介護の経験を有する人など、子育てや介護の分野において豊富な経験や知識を持った人たちに福祉活動への協力を呼びかけます。

④ 地域福祉コーディネーター※や地域福祉サポーターの活動支援

住民

地域・団体等

社協

行政

- 地域福祉コーディネーターや地域福祉サポーターが地域課題の解決に向けて取り組みができるよう、活動の支援を行います。

用語
解説

地域福祉コーディネーター：地域住民とともに地域福祉活動を主体的に推進し「地域の福祉力」を高めるリーダー的役割を担う。日常生活圏域ごとに配置されており、日向市地域福祉コーディネーター連絡会（おせっ会）を組織している。

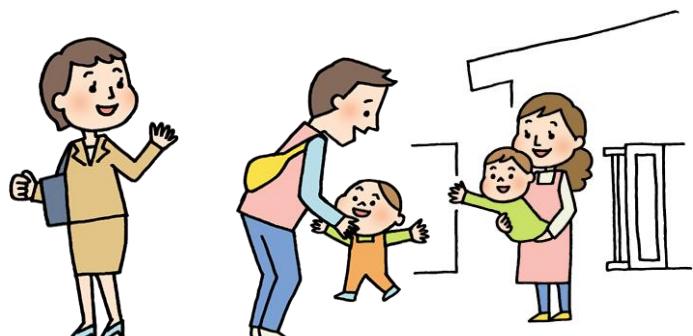
3- (3)

すべての人の生活を支えるサービスの維持・充実

福祉分野の個別計画においては、子ども・子育て、障がい福祉、介護など、各分野において地域の実情に合わせたサービスを提供しています。今後も各分野においては、地域福祉計画と整合をとった個別計画に基づいてサービスを展開するだけでなく、新たな法改正や社会情勢の変化に対応し柔軟な見直しを行います。

生活困窮の課題を抱えている世帯では、障がい、ひとり親などの課題を複合的に抱えているケースが多く、自身の悩みや課題を相談できず社会的に孤立してしまうことが懸念されています。また、成年後見制度の利用や虐待・暴力の防止、就労支援などについても、分野ごとではなく横断的な連携体制をもって取り組む必要があります。

関連するSDGs



3-(3)-① 子どもを心豊かに育てる環境の整備

現状と課題

- 本市では「日向市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいます。子育て支援施策の充実を図り、家庭や地域における子育て環境の整備や支援制度の利用促進を図っていく必要があります。
- 保育士や幼稚園教諭など子育て支援を担う人材が不足しているため、関係機関と連携し、人材確保に努める必要があります。また、相談・支援に応じるスクールカウンセラー等の資質向上などが求められています。
- 子育てと仕事の両立支援として、放課後児童クラブを6校区で12クラブ設置しています。
- 地域で子どもを見守り、育てるという意識の醸成や環境づくりを進め、地域全体で子育てをするシステムを構築し、安心して子育てができる地域をつくっていく必要があります。
- 家族形態の変化に伴い、母子家庭、父子家庭などのひとり親世帯も増加傾向にあります。子育ての悩みやストレスを抱え込むことの無いよう、親（保護者）同士の交流や子育てに関する情報交換、気軽に相談できる窓口の設置などが求められています。
- 県が配置するスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーに加え、本市においても、生徒指導アドバイザーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行っています。また、学校以外の適応指導教室（ひまわりラウンジ）においては、相談指導員を配置し、不登校児童生徒の学校復帰をめざした支援を行っています。
- 日向市キャリア教育支援センター※のコーディネートによって「よのなか教室※」を実施し、学び続けていくことの大切さを考える取り組みや子どもへの学び・体験の機会を関係機関が一体となって展開しています。

取り組み方針

住民の役割

- 子育てについて悩んだり困ったりしている時は、周りの人や保育士、助産師や保健師などの専門職、相談窓口等へ相談しましょう。
- 子育て世帯同士でつながり、悩みや不安を共有し助け合いましょう。

地域・団体等の役割

- 地域で子どもを育てる意識を持ち、登下校の見守りなどに取り組みましょう。

社会福祉協議会の役割

- 自治会(区)や地域住民との連携・協働による環境の整備を進めます。
- 子育てサロン活動を支援します。
- 関係機関やボランティアなどと連携し、子どもたちの交流や体験教室等の事業を行います。

行政の役割

- 多様化する生活形態や家族形態に対する理解を求めるための啓発活動を行うとともに、子育て支援体制の充実を図ります。
- 子どもや家族への支援やさまざまな行事を通しての地域の大人たちとの交流促進など多様な取り組みを行います。
- 地域による子育て支援の推進に努めます。

取り組み内容

① 子育て支援制度の充実 住民 地域・団体等 社協 行政

- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費の助成や児童手当等を給付します。
- 病児保育や病後児保育、延長保育など保護者が安心して仕事ができるような保育サービス、子育て支援やひとり親世帯支援の福祉サービスのさらなる充実を図ります。

② 子育てと仕事の両立支援 住民 地域・団体等 社協 行政

- 男性も女性も家事や子育てに関わっていける社会づくりのために、講座やイベントの開催など、子育て参画意識の啓発を行うとともに、男性への育児・家事参画意識の醸成に努めます。
- 企業・事業所へ向けて、父親の育児・家事参画やひとり親世帯の子育てに配慮した働き方の実現ため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進など職場環境の改善を働きかけます。
- 国や県の子育てに関する情報を発信し「ともに育てる」をめざした社会全体での関わりの意識を高めます。
- 地域で子育てできる環境づくりや子育て世代が参加しやすい行事など、地域に合った子育て支援を行います。
- 「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」の充実など、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めます。また、開設時間外での地域全体で子どもを見守る体制の検討など、地域住民の協力を得ながら子育て環境のさらなる充実に努めます。

③ 家庭・地域の子育て力の充実 住民 地域・団体等 社協 行政

- 妊娠中からの子育て支援のため「パパママ教室」への参加などを呼びかけます。また、親子の交流や情報提供の場として、産前・産後サポート事業や地域子育て支援拠点を充実しています。
- 子育て世代と地域のさまざまな人たちとの交流の場として、多機能型サロンを公民館や学校などの既存の公共施設などを活用して開設することを検討します。
- 市内全小中学校で実施している「地域学校協働本部事業」など、学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる取り組みの拡充に努めます。
- 地域住民の人材活用を検討し、世代間の交流や地域行事の伝承を行うなど、遊びやふれあいを通じて、子どもたちが地域のことについて学ぶ機会をつくります。
- 地域住民が見守りを行うことで、子どもや保護者が安心して遊ぶことのできる環境づくりや、安心して登下校できる環境づくりを進めます。
- 地域子育て支援拠点事業など、地域の特性を生かした子育て支援交流事業の拡充に努めます。

④ひとり親世帯への支援

住民

地域・団体等

社協

行政

ひとり親世帯に対する相談体制を充実するとともに、児童扶養手当やひとり親世帯などへの医療費助成など各種支援制度の周知を図ります。

ひとり親世帯の親（保護者）が経済的に自立し、安定した生活を確保するために、資格取得を含めた就業支援を充実します。

⑤児童生徒への支援体制の充実

住民

地域・団体等

社協

行政

学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子ども家庭総合支援拠点、適応指導教室、教育相談室など、関係機関の連携を強化し、相談支援体制を充実します。

特別支援学級や通級指導教室の指導者が専門的な知識を高めることができるように努め、子どもの個性や特性に応じた学習支援体制を構築します。

ひとり親世帯等で学習の機会が充分でない児童等に対し学習支援事業を行います。

用語
解説

日向市キャリア教育支援センター：自立した社会人や職業人を育てるキャリア教育をまちぐるみで進めることを目的として、商工会議所内に設置された組織。職業体験学習や社会人講師派遣事業などの取り組みを行い、市内の小中学校のキャリア教育を推進している。

よのなか教室：学校において実施しているキャリア教育の講師として、地域の大人を派遣する市民講師派遣事業。さまざまな職種の住民が講師として登録しており、学校の要望に応じて派遣できるシステムになっている。



3-(3)-② 切れ目のない包括的な子育て支援の充実

現状と課題

- 家族形態の変化に伴い、子育ての悩みやストレスが増加しています。親（保護者）同士の交流や子育てに関する情報交換、気軽に相談できる窓口の設置などが求められています。
- 医療、保健、福祉、教育の連携で縦割りの弊害をなくし、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うことが求められており、すべての子どもを対象に子育て支援やサービスの働きかけを行いながら、子育ての不安をもつ家庭に対しては個別の相談支援を強めていく必要があります。
- 改正児童福祉法の令和6(2024)年度からの施行に合わせて、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置へ向けた調整を進め、ヤングケアラーや虐待、貧困、若年妊娠など多様化する子育て世帯の課題に対応できる体制づくりが必要です。

取り組み方針

住民の役割

- 出産前後、子どもの成長にあわせて健診や講座に参加しましょう。

地域・団体等の役割

- 地域の行事に若い世代や子育て世代に参加を呼びかけるなど、地域の多様な世代と子ども・親（保護者）との関わりをつくりましょう。

社会福祉協議会の役割

- 関係機関や団体と連携して、子育てサロンの開催支援や子育て世代の支援体制の構築に取り組みます。
- 日常生活や学校生活等に不安や課題がある要保護世帯に関して、学校や地域、関係機関と一緒に協議し、課題解決に向けて支援します。

行政の役割

- 安心して子どもを生み育てられるまちづくりに積極的に取り組みます。
- 妊娠・出産・育児等に関する相談を受け、切れ目ない支援を行います。
- 子どもの福祉、子育て支援、母子保健をはじめ、子ども・子育てに関連する分野で連携を強化します。

取り組み内容

① ヘルシースタート事業※の充実 地域・団体等 社協 行政

- 日向市子育て世代包括支援センターを中心に、「乳幼児健診」「産前・産後サポート事業※」「産後ケア事業※」「多胎妊娠産婦サポーター事業※」などのヘルシースタート事業の充実を図り、切れ目のない支援体制を構築します。

② 「ファミリー・サポート・センター※事業」の推進、充実

住民 地域・団体等 社協 行政

- 「ファミリー・サポート・センター」の会員登録数の増加を図り、地域の子育て支援者である「お助け会員」と援助が必要な「お願い会員」が利用しやすいようコーディネートを行います。

③ 子育て負担の軽減 社協 行政

- 子どもの医療費などの助成を行い、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子どもの福祉の向上と安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図ります。
- 「ファミリー・サポート・センター事業」において、仕事と子育ての両立支援や育児疲れのレスパイトとして、一時預かりを行うほか、保育施設等への送迎等の支援を行います。

④ 親（保護者）への相談支援 住民 地域・団体等 社協 行政

- こんにちは赤ちゃん訪問、保健師による家庭訪問などをとおして、気軽に相談できる関係性を築きます。また、保健師、児童相談担当職員、家庭児童相談員、乳児家庭訪問員、発達障がい児相談員を配置し、相談対応能力の向上に努めます。
- 子育てについてさまざまな悩みを抱える親（保護者）に対して、相談・情報提供を実施します。

⑤ 子育て世帯への包括的な支援のための体制強化 行政

- 市が設置している「子ども家庭総合支援拠点※」と「子育て世代包括支援センター※」の各機能や情報を共有し、将来的な「こども家庭センター※」設置に向けた調整を進めるとともに、子育て世代のニーズに合わせて、児童の居場所づくり支援事業の新設や、従来の子育て支援事業の拡充などについて検討します。

用語

ヘルシースタート事業：医療、保健、福祉、教育の連携で縦割りの弊害をなくし、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行い、「地域母子保健、育児支援システム」を構築する事業。

解説

産前・産後サポート事業：支援を必要とする妊産婦及びその乳児を対象に、家庭や地域での孤立感の解消と家族の精神的・身体的負担の軽減を図るために行う事業。

産後ケア事業：支援を必要とする産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行う事業。

多胎妊産婦サポーター事業：多胎児を養育している家庭へ、保護者の身体的・精神的負担の軽減を目的に、ヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行うもの。

ファミリー・サポート・センター：子育てを地域で相互援助するお手伝いの組織。育児の援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、児童の送迎や一時預かりなどを行い、会員同士が支え合うもの。

子ども家庭総合支援拠点：すべての児童とその家庭及び妊産婦を対象に、社会福祉士等が相談支援を行い、子育て支援サービスや民間支援などの地域資源につないでいく、児童福祉法にもとづく市町村の支援拠点。児童虐待についても、予防・早期発見のための支援や対策を行う。

子育て世代包括支援センター：保健師等が、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供する、母子保健法にもとづく市町村のセンター。妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・保健指導や、産前・産後のサポートなど保健医療と子育て支援が連携した支援を行う。

こども家庭センター：「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能は維持したうえで、組織を一体化し、母子保健と児童福祉が連携した相談支援を行いながら、多様な支援体制の形成へ向けて地域資源の開拓に取り組む市町村のセンター。児童福祉法の改正により、令和6年4月からの設置が努力義務化された。

3-(3)-③ 障がいのある子どもへの支援の充実

現状と課題

- 障がいのある子どもが就学・就労するために、その人の障がいの特性にあった適切な教育を行う必要があります。
- 社会的自立を目指すために、障がいのある子ども個々の適性や発達段階におけるライフステージなどに合わせて、適切な環境整備や支援を行う必要があります。
- 障がいのある子どもを持つ親（保護者）は、生活や将来に向け大きな悩みや不安を抱えているため、障がいのことや生活に関するさまざまな情報の提供や相談を受ける体制の整備も含め、支援が必要です。
- 医療技術の進歩に伴って、医療的ケア児が増加しています。今後は医療的ケア児の心身の状況に応じた支援とその家族の支援について検討を進め、安心して子どもを産み育てるとのできる社会の実現を目指す必要があります。

取り組み方針

住民の役割

- 障がいのある子どもやその保護者への理解を深め、困っているようであれば気にかけたり、手助けをしましょう。

地域・団体等の役割

- 障がいの有無に関わらず、子どもが地域で安心して生活ができるよう、理解を広げるとともに、地域の居場所づくりについて検討してみましょう。

社会福祉協議会の役割

- 障がいの有無に関わらず、共に生きる力を育む福祉教育を推進します。

行政の役割

- 障がいのある子どもやその家族が住み慣れた地域で、福祉・教育などの支援を包括的に受けられるよう取り組みます。



取り組み内容

① 相談事業の充実

住民

地域・団体等

社協

行政

- 障がいや難病の子ども、医療的ケア児を持つ家族、また発育や発達に不安を抱える家族に対して、相談支援専門員や専門的知識を持った担当者による情報提供、助言など相談支援体制の構築を図ります。

② 障がいのある児童生徒の就学・教育支援の充実

住民

地域・団体等

社協

行政

- 個々の障がいの種類、程度や能力、また家族の意向を踏まえた適切な就学支援に努めます。また、保育所（園）、幼稚園、小中学校への障がいのある児童生徒の受け入れにおいても、保育士・担当教員と保護者との連携を密にし、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育環境づくりを進めます。

③ 「障害児通所支援事業」の充実

住民

地域・団体等

社協

行政

- 児童福祉法に定められた、障害児通所支援事業としての、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などにおいて、障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作（生活習慣）の指導、集団生活への適応訓練などを実施し、支援体制の充実を図っていきます。

④ 経済的・精神的負担の軽減

行政

- 障がいのある子どもをもつ家庭に対し、医療費助成やレスパイト、ショートステイ等の支援を行うなど、経済的・精神的負担の軽減に努めます。

⑤ 共に学べる教育の場の実現

地域・団体等

社協

- 学校や地域の育成会などと連携し、できる限り地域において障がいのある子どもと障がいのない子どもが一緒に活動・教育を受けることができる環境づくりを進めます。

⑥ 医療的ケア児支援に向けた検討

行政

- 医療的ケア児の心身の状況に応じた支援とその家族の支援について、「日向市・東臼杵郡医療的ケア連絡会」で協議を行うほか、関係機関との連携や支援体制の構築など検討を進めます。

用語
解説

レスパイト：「休息」を意味し、障がいのある子どもをもつ家族が、一時的な外出や休息、その他養育ができない期間をサポートする目的で行われているサービス。

3-(3)-④ 生活困窮者等(家庭)への支援

現状と課題

- 生活保護に至る前の段階での支援として「生活困窮者自立支援法」が平成27(2015)年4月から施行されました。本市では平成26(2014)年12月に「日向市生活相談支援センター心から(ここから)」を開設し、自立相談支援、家計相談支援、子どもの学習支援、若者の居場所サロンに取り組んでいます。
- 「日本の子どもの貧困率」は、令和元(2019)年時点では13.5%と、7人に1人の子どもが貧困状態の中にあるとされているとともに、就学援助の認定率の上昇や離婚等によるひとり親の増加といった課題がみられます。本市では、「第2期日向市子どもの未来応援推進計画」に基づき、支援施策の展開や、民間・地域の連携、ならびにさまざまな機会の提供をとおし、子どもの「権利・自由」と「育ち」を守る取り組みを展開しています。
- 生活に困窮する家庭の多くは複合的な問題を抱え、そのために貧困の連鎖や地域における孤立といった課題も抱えています。行政・関係機関・地域が連携して、各家庭の困りごとや困窮を発見して、その支援を協力して取り組み、お互いを支えあえる基盤を形成していく必要があります。

取り組み方針

住民の役割

- 「子どもの日向(ひなた)づくり運動」*として、子どもが友達を増やすことができるよう交流する機会を増やしましょう。
- 子育てに関する身近な相談相手になるとともに、困窮や生活の困難がうかがえる子どもや家庭がいれば、行政・関係機関・支援団体につなぎましょう。

地域・団体等の役割

- 生活の困窮や子どもの貧困の解消に向けて、地域福祉活動や相互支援を取り組むことで、地域におけるネットワークを強化しましょう。
- 地域における居場所づくりや学習支援への協力、企業における保護者・若者の資格や技能取得の支援等に取り組みましょう。

社会福祉協議会の役割

- 生活に困窮する家庭が抱える複合的な課題に対し、多方面からアプローチができるよう関係機関との連携体制を強化します。
- 生活困窮者をはじめ、さまざまな課題を抱える人たちに対して相談支援などを実施し、必要な公的支援やサービスへつなげます。

行政の役割

- 生活に困窮する家庭に対して総合的な支援を関係機関が連携して取り組むとともに、子どもの学習支援や社会参加の機会提供等の地域支援を推進します。
- 子どもの貧困の解消に向けた施策を展開するとともに、住民総ぐるみによる子ども支援を推進します。

取り組み内容

① 関係機関や地域が連携した相談支援 地域・団体等 社協 行政

- 困窮した家庭に対し、健康増進・就労支援・家計支援や諸制度の活用した社会参加や自立促進のため、関係機関との連携や地域の理解・支え合いのもと、相談しやすい環境づくりに努めます。
- 関係機関との情報を共有する効率的なシステムを構築し、相談支援体制の充実を促進します。

② 学習支援や社会参加の機会提供など地域支援の推進

住民 地域・団体等 社協 行政

- 子どもの学習支援や、成年・高齢者の社会参加・就労体験の機会提供など、住民や事業所の協力を得ながら実施できるよう、啓発に努めます。
- 生活困窮者自立支援及び生活保護の実施において、地域全体での支えあいを推進します。
- 生活困窮者等の支援に取り組む団体等を支援します。

③ 子どもの貧困対策と「子どもの日向（ひなた）づくり運動」の推進

住民 地域・団体等 社協 行政

- 「日向市子どもの未来応援推進計画」に基づき、子どもの貧困の解消を目指して、子どもの成長段階に応じたサポートや総合的な生活支援、支援ネットワークの確立等の施策を展開します。
- 「子ども食堂」や「フードバンク事業※」など、地域や民間で子どもとその家庭を支援する取り組みを支援します。

用語 解説

子どもの日向（ひなた）づくり運動：「日向市子どもの未来応援推進計画」（平成29(2017)年3月策定）において位置づけた、住民が家庭・企業及び産業・地域で、身近な子ども・家庭の支援（関わり・見守り）や応援（機会の提供など）を取り組む運動。

フードバンク事業：賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動。



3-(3)-⑤ 就労相談の充実で雇用創出・雇用促進

現状と課題

- 令和3(2021)年度における日向公共職業安定所管内の有効求人倍率は1.32倍と宮崎県内の平均1.36倍と同程度まで上昇しています。
- 近年、技術職や専門職の都市圏への集中などで、建設分野や介護現場での人材不足が顕著になっており、地元での人材確保と育成が急務となっています。
- 令和3(2021)年3月に卒業した高校生の県内就職率は県全体で60.5%、都道府県別で45位となっています。地元定着率の向上に加え、若者が一度日向市を離れてもふたたび戻って働く事ができるような雇用環境づくりが課題となっています。
- 障がいのある人の雇用では、企業に就職した障がいのある人が職場になじむことができず退職してしまうケースもあるため、職場定着に向けた支援を強化していくとともに、障がい者法定雇用率未達成の企業に対する啓発と支援を行い、雇用促進を進める必要があります。
- 求職・求人においては、個人の能力、ライフスタイルにあった柔軟な仕事を求める求職者が増えています。そのため就職に結びついてもすぐに離職し、結果的に失業が発生するなど求職者側と求人側の意向が一致しない雇用のミスマッチが発生しています。
- 高齢者や障がいのある人など、誰もが就業機会を得られるよう、就職説明会などにおいて、「みやざき女性・高齢者就業支援センター」や「ヤングJOBサポートみやざき」などによる就職相談を行っています。
- 就労形態の変化、社会環境の変化などにより、就職困難となる事例も発生しています。
- 高齢者の雇用では、働く意欲はあるものの退職後の再就職先が見つからないという人が少なくありません。

取り組み方針

住民の役割

- 多様な人が就労できるよう、配慮や気遣いをしましょう。

地域・団体等の役割

- 企業や事業所は、一般的な就労が難しい人に、多様な就労の場を提供しましょう。
- 多様な人の就労や多様な働き方について理解を深めるため、高齢者や障がい者の団体などで情報を共有しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 生活困窮者の就労を支援し、継続的な就労が難しい世帯には、伴走型支援などを行います。
- 関係機関や企業と連携し、継続的な就労ができるよう就労体験の場づくりを行います。

行政の役割

- 雇用の場の確保と合わせて雇用のミスマッチをなくし、就業しやすい環境を整えていくよう啓発を行います。



取り組み内容

① 雇用の創出と確保 地域・団体等 行政

- 新規企業の立地や既存産業の活性化による新たな雇用機会の創出を図ります。
- 日向市独自の産業支援コーディネーター※による、継続した中小企業支援の推進を図ります。
- 児童生徒の発達段階に合わせた「よのなか教室」を核としたキャリア教育支援事業の充実を図り、就業意欲の向上に努めます。
- 関係機関と連携し、高齢者、障がいのある人、新規学卒者などの状況に応じた雇用対策を推進します。
- 就労に関する情報を積極的に提供するとともに、「U・I・Jターン※」推進を図ります。

② 就業能力の向上 住民 地域・団体等 行政

- 住民が意欲を持って就労できるよう研修や職業訓練のための支援を行います。
- 障がいのある人に対する就労を促進するための研修や職業訓練を行います。
- 特に優秀な技能・技術をもった人を顕彰し、その技術を次の世代に継承できるよう努めます。

③ 労働条件の向上及び労働福祉の充実 地域・団体等 社協 行政

- 市独自の認定制度「日向市社員が輝く！先進企業認定※」の認定企業の取り組みの周知を図るなど、労働条件の向上と労働者の生活の安定と向上のため啓発や情報提供に努めます。
- 関係機関と連携した相談など、生活困窮者への就職支援などの自立へ向けた支援を行います。
- 農福連携をはじめとした障がい者の就労支援について、関係機関と協議を行います。

④ 離職者ゼロを目指した事業の充実 地域・団体等 行政

- 介護等により一時離職や病気療養した人に対する資格取得助成制度を新設するなどサポート体制を充実させます。
- 従事者不足が深刻な介護分野の人材を確保するため、介護分野を希望する人と介護事業所のマッチングを目的とした就職相談会を実施します。

用語

産業支援コーディネーター：日向市産業支援センター「ひむか-Biz」において事業者の目線に沿った経営分析やアイデアの提案、異業種とのマッチングを行う。

解説

U・I・Jターン：Uターン：地方から都市に移住した人が、再び故郷に戻ること。

Iターン：都市部から出身地とは違う地方に移住して働くこと。

Jターン：生まれ育った故郷から進学や就職で都会に移住した後、故郷に近い地方に移住すること。

日向市社員が輝く！先進企業認定：社員がいきいきと働くことができる職場環境づくりに取り組んでいる事業所等を表彰する制度

3-(3)-⑥ 権利擁護の推進と虐待・暴力の防止

現状と課題

- 社会福祉協議会では、判断能力が不十分な要援護者が自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や「日常生活自立支援事業」を実施しています。
- 今後、成年後見制度の利用支援とあわせて、弁護士などの専門職による後見人のほか、一般住民による後見人の育成・確保が課題となっています。
- 全国的に児童虐待をはじめ高齢者や障がいのある人などへの虐待や配偶者等からの暴力(DV)が増加しています。虐待や暴力は、決して起こってはいけないことではありますが、本市でも類似するような事例が発生しています。
- 虐待や家庭内暴力は、第三者が関与しにくい自宅などの外部からは見えない場所で発生することから、児童相談所や福祉事務所などの公的機関が把握しにくいという面があります。そのため、関係機関の連携や日頃からの地域での関わり、見守りが必要です。

取り組み方針

住民の役割

- 成年後見制度について理解を深め、家族や周りの人と話し合い、利用について考えてみましょう。
- 配偶者等からの暴力(DV)や障がいのある人、子どもや高齢者への虐待問題に対する意識を高め、虐待や暴力を受けていると思われる人を発見した場合は、速やかに関係機関に通報しましょう。

地域・団体等の役割

- 異常に気づいたりその疑いを感じたら声掛けをする、関係行政機関や民生委員・児童委員など、誰かに知らせるといった相談体制の整備を図りましょう。
- 支援が必要な児童への学習支援等をとおし、児童・家庭を見守るとともに、児童虐待については関係機関と連携した対応を行いましょう。

社会福祉協議会の役割

- 成年後見制度の利用についての支援や法人後見体制の整備、市民後見人の育成支援及びその活用に向けた取り組みについて検討します。
- 配偶者等からの暴力や虐待等の通報や相談は速やかに対応します。
- 児童虐待が早期に発見できるよう関係機関と情報を共有します。
- 児童虐待だけではなく、すべての虐待や配偶者等からの暴力(DV)に対して相談援助を行います。

行政の役割

- 判断能力が不十分な人が地域で安心して暮らせるよう、権利擁護に関する事業や制度の周知・啓発を図ります。
- 高齢者や障がいがある人などへの虐待や配偶者等からの暴力(DV)の防止について一般住民はもとより地域や施設等への啓発活動と相談支援体制の充実を図ります。
- 「子どもの権利に関する条約」を遵守し、子どもがいきいきと育っていくことができる社会環境づくりに取り組みます。
- 子どもの情報を関係機関と共有し児童虐待を早期に発見し、速やかに対応できるよう機能を強化します。

取り組み内容

① 日常生活自立支援事業の利用支援

社協

- 判断能力が不十分な要援護者に対し、「日常生活自立支援事業」の利用を支援するとともに、事業の周知・啓発を図ります。

② 成年後見制度の利用支援

社協

行政

- 「日向市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、判断能力が不十分な要援護者やその家族に対し、「成年後見制度利用促進事業」による成年後見制度の利用費用の支援、制度の周知・啓発を図ります。
- 弁護士などの専門職による後見に加え、法人後見体制の整備を進めるとともに、市民後見人の育成支援及びその活用に向けた今後の取り組みについて検討します。

③ 虐待・暴力に関する相談支援体制の充実

社協

行政

- 関係機関と連携し、虐待や配偶者等からの暴力(DV)防止に関する啓発活動を行うとともに、各種相談窓口と支援事業の周知に努めながら、相談支援体制の充実を図ります。
- 児童相談所をはじめとした関係機関との連携のもと、要保護児童対策地域協議会による関係機関の連携・協力体制を強化し、虐待の防止や迅速な対応に努めます。

④ 住民の協力による早期発見

住民

地域・団体等

- 児童生徒や高齢者、障がい者への虐待、配偶者等からの暴力(DV)を発見した場合、速やかに通報することや連絡先について周知し、協力を呼び掛けていきます。

⑤ 地域での声掛けの実施

住民

地域・団体等

- 隣近所での声掛けにより普段から何でも相談できるような地域社会を構築し、ちょっとしたサインも見逃さず虐待の予防を進めます。



3-(3)-⑦ みんなで守る地域医療

現状と課題

- 本市は、特に医師が少ない地域であるとともに、医師の高齢化も進んでおり、救急医療をはじめとする地域の医療提供体制を維持することが困難になることも予想されています。
- 地域医療とは、病院や診療所などの医療機関での治療やケアの枠組みにとらわれず、住民の健康を地域全体で支える医療体制のことです。疾病の予防や健康維持・増進のための活動なども含まれており、私たちが生活していくうえで不可欠なものです。
- 地域医療を守り支えていくためには、日頃から住民一人ひとりが疾病予防や健康維持に関心を持ち、適正受診を心がけるなど、限りある医療資源を大切にすることが重要です。
- 急病人が発生した際などは、救急医療関係者及び救急隊員等が到着するまでは、周囲にいる人の適切な救命行動が非常に重要です。日頃からの救命措置や応急手当救急医療システム等の適切な利用方法の周知・啓発が必要です。

取り組み方針

住民の役割	地域・団体等の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●自らの健康に気を使い、適正受診を心がけるなど、疾病予防・健康維持を実践しましょう。 ●かかりつけ医を持ち、平日の診療時間内の受診を心がけましょう。 ●AEDの取り扱いや応急手当の方法を学びましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域医療に関する講演会や研修会に参加しましょう。 ●地域における健康づくりの取り組みを積極的に推進しましょう。
社会福祉協議会の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●自治会(区)や地域の団体等と連携し、地域での介護予防・健康づくりの取り組みを推進し、地域医療に関する啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民、医療機関、行政などが連携を図り、地域医療を守り支えるためのリーダー育成に取り組むとともに、地域医療を守るために住民への啓発に努めます。

取り組み内容

- ① 地域医療を守り支えるためのリーダー育成 地域・団体等 行政
 - 「日向市の地域医療を考える会」の活動内容を充実し、地域医療を守り支えるリーダーの育成に継続して取り組みます。
- ② 住民への啓発活動 行政
 - 講演会やシンポジウムの開催、啓発パンフレットの作成配布など、地域医療を守るために住民への啓発活動に取り組みます。
 - AEDの使用方法や応急手当の方法について、住民への啓発に努めます。

基本目標3 福祉サービスの維持・向上で自分らしく暮らせるまち 目標値一覧

3-（1）広げよう連携交流 構築しようネットワーク

主な指標	現状（令和3(2021)年度）	目標（令和9(2027)年度）
地域ケア個別会議の開催回数（回／年）	34回	
圏域別地域ケア会議の開催回数（回／年）	12回(令和元(2019)年度)	
地域で自主的に開催する介護予防教室数	83か所	
日向・東臼杵市町村振興協議会 福祉部会 医療介護連携専門部会の開催	2回	2回

3-（2）地域の課題を解決する体制強化 目標値一覧

主な指標	現状（令和3(2021)年度）	目標（令和9(2027)年度）
地域における福祉活動	15地区	
ファミリー・サポート・センタ一年間 利用者数	410人	470人

3-（3）すべての人の生活を支えるサービスの維持・充実

主な指標	現状（令和3(2021)年度）	目標（令和9(2027)年度）
放課後子ども教室・児童クラブの登録児童数	580人	700人
乳幼児健診の受診率	98.1%	100%
生活困窮者支援に協力する住民・事業者数 (人・事業所)	49人・事業所	
生活保護・自立助長推進世帯が自立した割合	18.7%	
子ども・家庭の生活支援拠点の整備数	1か所	
市民後見人養成研修受講修了者数（延人数）	5人	

第2章 日向市再犯防止推進計画

1. 再犯防止推進計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景



刑法犯の認知件数の減少に対して、再犯者の割合は年々増加傾向にあります。罪を犯した人の立ち直りを支援していくために、国や地方公共団体での取り組みが重要視されています。

全国の刑法犯の認知件数は、平成14(2002)年の285万4千件をピークに減少に転じ、令和3(2021)年には56万8,148件まで減少しています。一方で、再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合）は年々増加を続け、近年は50%に近づいている状況にあります。

このような中、「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、地方公共団体に対して、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を実施する責務があると明記されるとともに、「地方再犯防止推進計画」の策定が努力義務とされています。

犯罪や非行をした人の中には、厳しい生活環境など、生きづらさを抱え、立ち直りに困難を抱える人が少なくありません。立ち直ろうとする人が、地域社会で孤立しないよう、行政や関係機関・団体等が連携協力して支援に取り組む必要があります。

本市においても「日向市再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、住民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

(2) 日向市におけるこれまでの取り組み



本市においては、日向地区保護司会と日向地区更生保護女性会が主体となり、更生保護活動と地域の理解促進に向けた取り組みを進めてきました。

日向地区保護司会等では、犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための指導や生活上の助言、就労の手助け等を行う保護観察や、更生のために重要な就労場所の確保に向けて、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを雇用し更生を支える「協力雇用主制度」への理解と登録の拡大に取り組んでいます。

さらには、学校での講話やイベントでの啓発活動のほか、「社会を明るくする運動」強調月間において作文コンテストを開催するなど、住民へ向けた犯罪や非行をした人たちの更生について理解の深化、地域の協力の必要性の周知などを行っています。

「日向市再犯防止推進計画」では、これまでの取り組みを基礎とし、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため地域の関係機関等と連携のもとで、さらなる取り組みを推進していきます。

用語 解説

社会を明るくする運動:すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

(3) 基本方針と重点施策



国や宮崎県の再犯防止推進計画に設定されている基本方針を踏まえて、本市においても、国や県、地域が一丸となった誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの実現を基本方針とします。

罪を犯した人等が立ち直りに多くの困難を抱えているという課題に対応し、再犯を防止するためには、国・地方公共団体、関係機関、地域・団体等が一体となって、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を行うことが重要になります。

そこで「日向市再犯防止推進計画」では、罪を犯した人等が、多様化する社会において孤立することなく、社会復帰を支援することにより犯罪の被害を防止し、住民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

日向市再犯防止推進計画の推進施策

- ①就労支援・居住支援
- ②保健医療、福祉サービスの利用支援
- ③非行防止と健全育成、修学の支援
- ④広報・啓発活動の推進
- ⑤国及び県、関係機関・団体等との連携強化

取り組み方針

住民の役割

- 保護司の取り組みについて理解を深めましょう。

地域・団体等の役割

- 再犯防止や更生保護について理解を深め、地域で支える体制をつくりましょう。

保護司会等の役割

- 犯罪や非行をした人たちが社会の中で更生し、誰もが安心した生活を送れるよう、支援を行います。
- 保護司の取り組みについて、社会を明るくする運動や学校での講話等を通して、周知を図ります。

行政の役割

- 犯罪や非行をした人たちが地域において適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を強化します。
- 再犯防止の取り組みに関する広報啓発に取り組みます。

2. 施策の展開

現状と課題

- 国の再犯防止推進計画によると、刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であり、生活の基盤である職を得るために、本人の意向や適性等を踏まえた細かな支援が求められています。
- 犯罪や非行をした人の中には、保健医療や福祉的支援を十分に受けることができず、再犯につながったケースもあると考えられます。
- 非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合うことで発生しており、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学の支援を推進していくことが重要です。
- 犯罪や非行から立ち直ろうとする人が地域で生活していくためには、再犯防止と社会復帰支援の取り組みの重要性等について、地域住民の理解と協力が必要となります。

取り組み内容

① 就労支援・居住支援

- 犯罪や非行から立ち直ろうとする人のおかれられた状況によって、生活困窮者自立支援制度を始めとし、利用可能な就労に関する支援につなげます。また、就労場所の確保へ向けた「協力雇用主制度」について、関係機関・団体等が行う広報啓発活動に協力して取り組みます。
- 刑事施設を満期で出所した人のうち、約4割が適当な住居が確保されないまま出所しており、これらの人々の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている人と比較して短いことが明らかとなっています。安定した生活を送るために住宅の確保は重要な課題であるため、公営住宅の募集状況等の情報提供に努めます。

② 保健医療、福祉サービスの利用支援

- 適切な支援がなければ自立した生活を営むことが困難な人については、更生保護に携わる民間ボランティアや刑事司法関係機関、福祉サービス提供事業者等と連携して、保健医療・福祉サービスの提供につながるよう支援していきます。

③ 非行防止と健全育成、修学の支援

- 困難を抱える少年等のさまざまな問題に対して、小・中学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒や保護者の相談支援を行うとともに、学校・警察・児童相談所・青少年育成センターなどが連携して指導・支援を行います。
- 非行等により通学や進学を中断した未成年に対しては、本人の意向を踏まえながら学校や青少年育成センターなどの関係機関との連携のもと、修学を支援します。
- 小・中学校において、保護司会や更生保護女性会、警察が協力して行う非行防止や健全育成に関する出前講座に協力して取り組みます。

④ 広報・啓発活動の推進

● 犯罪のない地域社会を築こうとする活動として全国的に展開されている「社会を明るくする運動」などの機会を活用し、保護司会や更生保護女性会の活動について周知を図るとともに、再犯の防止等に関する広報啓発に努めます。

⑤ 国や県、関係機関・団体等との連携強化

- 犯罪や非行から立ち直ろうとする人に対する社会復帰の支援や再犯防止等の取り組みについては、国・県、関係機関や保護司会・更生保護女性会と連携しながら推進します。
- 罪を犯した人等を、円滑に必要な保健医療・福祉サービスにつなげるため、刑事司法関係機関や地域の関係機関・団体等と連携を図ります。

日向市再犯防止推進計画 目標値

主な指標	現状（令和3(2021)年度）	目標（令和9(2027)年度）
刑法犯認知件数	203 件	170 件



第3章 第4次地域福祉計画の評価と改善方法

1. 「PDCAサイクル」による評価・見直し



計画の実行性を高めていくためには、計画を策定するだけではなく、進捗を評価することが重要です。本計画においては、「PDCAサイクル」によって計画の評価・見直しを行い、より効果的に地域福祉を推進していきます。

本計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度の5年間ですが、社会情勢の変化や取り組み進捗状況を把握しながら取り組みを進めるために、「PDCAサイクル」に基づき随時計画の見直しを行っていきます。



2. 地域福祉推進委員会

本市では、外部機関として「日向市地域福祉推進委員会」を設置し、毎年、地域福祉計画の取り組み内容の内部評価及び進捗状況に対して意見をいただき、改善を図っています。

「第4次計画」においても、この評価方法を継続することとしており、取り組み内容ごとに、A～Eの5段階で評価するとともに、適切な評価と点検、見直しを行い、地域福祉の推進に努めるものとします。